

令和5年3月3日（金）

4 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 海老原昌幸 書記（総務係長） 諏訪 満里
書記（主査） 根本 大成

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 光弘
企画課長	枝 博信	税務課長	保坂 武志
住民課長	田仲 有紀	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	田仲 進壽
都市建設課長	神山 雅行	建築課長	柴 光治
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	星野 和弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【高橋正昭君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【高橋正昭君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【高橋正昭君】 御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は14人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【高橋正昭君】 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

順序に従い、2番・鶴見典明君の発言を許します。2番、鶴見典明君。

(2番 鶴見典明君 登壇)

○2番【鶴見典明君】 それでは、通告順に基づきまして、私の質問に入ります。

令和5年度消費者物価指数を見ますと、対前年比4.3%と上昇傾向にございます。一方では、ウクライナ侵攻の長期化に伴う社会経済の目まぐるしい変化と物価高騰により、日々の生活に欠かせない卵などのですね、価格も最高値を更新するなど、本町におきましても厳しい状況に置かれているというふう感じておる次第でございます。そんな中、私の質問としましては大きく三つの質問をさせていただきます。

まず、1点目、農業支援について。

本町における物価高騰に伴う対策支援として、どのように取り組んでいるのか、町の取組みは。

二つ目、生産基盤の強化として担い手不足や人材育成の支援策をどのように計画し取り組んでいるのか、町の取組みは、について御答弁願います。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

まず、本町の単独事業として、昨年9月に原油、物価高騰対策、農業者支援事業を実施いたしました。12月で受付を締め切らせていただきましたが、現時点での実績として526人に対し、一律3万円の給付を行ったところでございます。その他、国や県においても物価高騰に対する補助制度がございましたので、これら制度の案内をするため、対象者である認定農業者等に対し、通知を差し上げたところでございます。

次に、2点目についてお答えいたします。

農業分野では担い手の減少や高齢化の進行により労働力不足が進む中、省力化、人手の確保、負担軽減が大きな課題となっております。このような担い手不足への対策として農業用機械の大型化やロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用するスマート農業の普及が進められております。本町でも今後、

そのような技術の導入を見据え、導入に対する支援や農業用機械の大型化、及びスマート農業にも対応できる生産基盤の整備に努めてまいります。

また、次世代を担う新規就農者や意欲と能力のある認定農業者などの担い手の確保・育成につきましては、県農業振興事務所やJAうつのみやなど関係機関と連携し、経営や技術的支援を行うとともに、国などの制度を活用した機械・施設などの導入支援や経営開始資金などの資金面の援助を行っているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。農業に関係しましては、農業とですね、畜産を連携する農畜連携というふうなものを取り組んでいただいているかと思えますけれども、農畜連携の推進におきましてですね、どのように双方の活性化を図るため、マッチングなどをして進めていただいているのか、実情をお聞かせ願えますか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

議員からの御質問としてマッチングということですが、町農政課として畜産業者と米麦等の生産業者、こちらとの個別のマッチングということは、実際、現在行ってございません。ただ、耕畜連携のほう、やはり町のほうでも進めてございますので、そういった耕畜連携を実施してる方については補助金のほうを交付するというところで進んでいるところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 畜産と農家さんと農畜連携をすることによってですね、補助金などの制度もございまして、そういったところでお互いにですね、活性化できる取組みは必要であるのかなというふうに感じているところでございます。やはり物価高騰によりましてですね、肥料自体も高騰しているというふうなこともありますので、進めてはいないということですけども、なるべくですね、経費を抑えるという部分ではそういった取組みも必要かなというふうに感じているところなんですけども、その辺、農政課として何かお考えがありましたら御答弁いただけますか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 当然、昨今のウクライナ情勢とかそういったこともございまして、肥料が高騰しているという現状がございまして。そういったことから、耕畜連携で堆肥の利用ということが農業用肥料の費用を抑える有効な手段だと考えてございます。これ、町の事業ではございませんが、そういった、例えば肥料費の抑制を図った農家に対して補助金を交付するという事業があるかと思えます。その場合のメニューの一つとして、例えば肥料を新たに使う方とか去年よりも拡充する方という、そういった方も対象に補助金を交付するというメニューもございまして、そういったことを周知した上で堆肥の利用ですとかを推進していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 そうですね、そういった情報をですね、ご存じでない方もおられるかと思えますので、ぜひですね、農政課のほうとしてもそういった情報の共有化ですね、図っていただければ農家さんなども理解していただけるのかなと思いますので、ぜひともですね、そういった説明をしていただけるとありがたいかなというふうに思っております。

また、一方ではですね、物価高騰のあおりを受けてのことかと思うんですけども、農産物の盗難や農業資材などの持ち去りというふうなことも、本町におかれましても発生しているというふうなことをお聞きしております。やはりそういった、せっかく育てた農産物などを盗難されてしまっはすごく残念な思いでございますので、例えば盗難したりとかいうふうなために何か町のほうとしては予防策とかですね、防止策みたいなのかというのとは考えていらっしゃいますか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 農産物の盗難ということでございますが、これはやはり農産物、それから農業機械に限らず、一般的に車の盗難とかそういった盗難、これ、全て個人の対策になるものと考えてございます。あと、そういったものに対応するためには、やはり収入保険とか、そういう農業共済とか、そういったところに加算してお金の面で自分を守るということも必要かと思っておりますので、令和4年度から収入保険の加入ですか、こちらに対しまして町のほうとしては補助金を創設しているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 保険の加入もすごくいい手段かなというふうには思っております。ただ、盗難とかですね、そういった持ち去りになる前にですね、発見できるのが一番幸いかなというふうに感じているところでございまして、町長の答弁にもありましたようにAIとかIoTなどを活用した技術もございまして、そういった防犯システムとかいうふうなものも今後ですね、農家さんにおかれましても必要不可欠になってくるのかなというふうに私としては感じているところなんですけども、そういったAIとかIoTなどを活用した、そういうスマート農業などのそういう盗難を防止するようなことを考えていらっしゃいますか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

町長の答弁にもございましたAIとかIoTということにつきましては、現在、農業の分野で考えられているのは担い手不足による負担軽減とか生産能力の向上とかということと捉えられて、今、進めているところでございますが、確かに議員おっしゃるとおり、自動車なんかにもGPS機能がついて盗難が発見できるとか、そういったこともございますので、今後、どのように農業機械がなっていくかはちょっと未知数でございますが、将来的には農業分野にもそういった技術が導入されれば盗難防止に役立つのではないかと考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ぜひですね、取り組んでいただけるとありがたいかなと思います。

実際にですね、個人農家さん、実際に防犯システムとか防犯カメラであったり、そういったのをですね、取り入れてとか、設置をしてですね、そういう予防措置を行っている農業経営者さんもおられるのはご存じかと思えますけども、そういったAIやIoTなどを導入した場合のですね、補助金などというのは農政課として何か考えてらっしゃいますか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

現在、スマート農業という観点からはですね、例えばAI、IoTということに絡めて言いますと、ハウス内の環境測定装置のようにいわゆる生産に関わる部分についての補助金を実施しているところがございます。農作物の盗難とかそういったことについてはですね、今のところは対策の補助金というもののご考えはございませんが、今後は、例えば近隣市町とか皆様の御要望を聞いた上で調査研究してまいりたいと考えてございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 今後、考えていただけるというようなことなので、ぜひですね、せっかく丹精込めて育てた農産物ですね、持ち去られたりというのはすごく残念なことだと思いますので、そういった予防措置をすることによって安心な農業経営が進めていただけるのかなと思いますので、ぜひともお願いをしたいというふうに思っております。

2番のほうの再質問に入りますけれども、都市のですね、一極集中から地方のほうはですね、分散の傾向がありまして、今、新規農業者が増えているというふうに伺っております。そういった方の、新規の農業者の人材の確保や教育などについてですね、町の取組みをなさってるかと思えますけども、何か代表的な取組みでも結構ですので、御紹介いただけますか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

まず新規就農者ですが、結構会社とかを辞めて就農されるという方、たくさんいらっしゃいます。就農を考えてる方がたくさんいらっしゃいます。そういった方を対象にですね、県のアグリプラザのほうで集団での相談会というのを開催しています。町のほうでもそちらのほうに参加いたしまして、就農希望している方に対して上三川町での就農のほうをアピールしております。今年度、実施しております。新規就農を希望される方につきましては、国のほうで新規就農者育成総合対策支援事業ということで、資金面、それから機械等の導入に対して補助金を行ってますので、そちらのほうを活用しながら援助をしているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。ぜひですね、そういったことを随時行っていただくことで新しく農業を始めたいという志のある方ですね、ぜひ育てていただければなというふうに思っているところでございます。

同僚議員も質問をしておりましたが、スマート農業の幹旋ですね、というふうなことで説明会などを行ったりをしてスマート農業に対する、こういったスマート農業がありますよとか、例えばドローンにしたりですね、そういった制度がありますよというような相談会でも結構なんですけども、そういうふうなところでスマート農業に対する意識改革というふうな部分で何か町のほうとして取り組んでる内容、ございますか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の質問についてお答えいたします。

スマート農業に特化した説明会というものは町独自では開いてはございません。ただ、今後スマート農業が普及されるに伴いまして、やはりほ場の生産基盤の整備のほうが必要となってくると考えてございますので、今後そういったスマート農業にも対応し得る生産基盤の整備、こちらの説明ということについてですね、現在ある地域で実施しているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。町のほうでもほ場整備ですね、説明会など行って、実施していただいているかと思っておりますけども、そちらのほうの説明会などでスマート農業とか、そういったことの説明などは行ってございますか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、今後、当然、ほ場整備の先にはスマート農業というものが見えてまいりますので、当然、トラクターとかの自動運転とかドローンを活用した薬剤散布、あと、水管理の自動化などといったこともこのほ場整備をやることで可能なことでもございますので、そういったものを紹介しながら説明会のほうを開催してございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 そうですね。そういったことを説明することによって魅力ある農業経営につなげていただけるのかなというふうに私的には感じておりますので、ぜひとも、そういった部分を含めて説明会などを行っていただけるとありがたいと思います。

もう一つ質問なんですけれども、2023年の10月1日よりですね、仕入れ税額控除方式のインボイス制度が導入されまして、農業業界においても農産物の販売では軽減税率の8%が実施されるというふうなことになっておりますので、そういった部分でのインボイス制度の導入に当たっての説明であったり、申請があるかと思っておりますけども、そういった説明会などはなさっておりますか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

町農政課としてのそういった研修なり、説明会というのは開いてはございませんが、私が参加した中では農協さんが主催した会合の中でそういった説明会を開いたりしてございましたので、各、そういう分野、分野で今後のインボイス制度の対応についての研修なり、説明会というのは開催していると考えて

ございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 そうですね。JAさんのほうで行っていただけているということなので、その辺とですね、協力して、なかなか分かりにくい制度かと思imasるので、また、3月31日までの申請です、制度が受けられるというようなことですので、まだ間に合うと思imasるので、何かそういう説明とか情報の共有とか開示ができるのであれば、丁寧に説明していただくことで農業者の御理解をいただけるのかなと思imasるので、ぜひともよろしくお願いをしたいと思imas。

続きまして、2点目の質問に入らせていただきます。行政改革推進について二つほど質問させていただきます。

時代に即した行政運営とWi-FiやICTなどを活用した業務効率改善につながっているのか、町の取組みは。

二つ目としまして、職場のコミュニケーション推進として「さん付け」で呼ぶなど、環境改善につながる取組みや心の壁を取り除く活動を行っているのか、町の取組みは、について御答弁願います。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

本町では、全ての行政活動の基本となる最上位の行政計画である第7次総合計画の基本目標として「協働・健全財政のまちづくり」を位置づけ、町民の皆様の利便性向上などを目的に、業務効率の改善に努めているところでございます。

御質問のWi-FiやICTを活用した業務効率改善につきましては、令和3年度から、職員が行っていますパソコン作業の一部を自動化するRPAの導入を進めており、ふるさと納税や健診結果のデータ入力作業など8業務において今年度末までに導入が完了する予定となっております。RPAの導入につきましては、第7次総合計画後期基本計画において20業務への導入を目標としておりますので、この目標の達成に向け、取組みを進めてまいります。

次に、2点目についてお答えいたします。

業務を円滑に進めるためには、組織において良好なコミュニケーションが図られることが重要であると認識しております。このため、日頃より組織全体として「ホウ・レン・ソウ」「報告・連絡・相談」の徹底を行うこと。更に、「ホウ・レン・ソウ」を行いやすい風通しのよい職場づくりに取り組んでいくところでございます。県における役職や年齢に関わらず「さん付け」で呼び合う取組みも同様の趣旨であると考えております。

本町におきましては例といたしまして、所属により異なる部分もございますが、始業前の朝礼の進行を係長未満の職員が当番制で行い、当日の連絡事項の報告の後、その職員がその日の話題や目標を発言する機会をつくることにより、若手職員のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、所属におけるコミュニケーションのきっかけづくりとして取り組んでおります。

今後も役職や年齢に関わりなく、職員間のコミュニケーションを活性化させることにより、連帯感を

持った活力ある組織づくりを進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 御答弁ありがとうございました。朝礼でですね、係長以下の方によるコミュニケーションということで、すごく素晴らしいことかなと感じております。ぜひ続けていただければなんてというふうに思っているところでございます。

先日、1月26日にですね、議員派遣により愛知県の東郷町のほうへ研修に行かせていただきました。そちらはですね、窓口にフリーWi-Fiの表示がありまして、QRコードをかざすとですね、フリーWi-Fiが活用できるというようなそういったサービスを取り入れておりまして、住民サービスに寄り添った形でですね、取り組んでおります。そういったことで住民のサービスにですね、提供できるような取組みも必要であるのかなという感じしているところでございます。

また、近隣におかれましては窓口でですね、オンラインサービスを導入するというようなことで、スマートフォンからの申請が可能になっている自治体もございますので、そういったことで手書きによる時間の削減であったり、あるいは業務効率化なども図っていきけるのかなというふうに思っておりますので、本町におかれましてはそういった取組みを今後進めていく予定などございますか。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

本町のほうではですね、住民の方がですね、来庁時に窓口のほうで各種の申請など、Wi-Fiを使った中で導入すると、Wi-Fiを導入していくというような考えについては、今のところまだ、現在は実施してございませんが、町の業務につきましては窓口、例えば、住民情報をはじめとしましてですね、大量の機密の情報、これを扱っているということもございますので、そういった情報漏えい、これを防ぐことを目的として、インターネットのほうから分離した形での今現在、運用を行ってございます。

議員御質問の今後につきましてはですね、町民サービスの向上のためにですね、このWi-Fi等のインターネットの環境を使用した中で、こういったオンライン申請であるとかに使っていただければ町民サービスのほうも向上するというのも考えられますので、導入に当たりましての費用対効果であるとか、必要となる業務の流れですね、これらの見直しについても勉強させていただければというふうに今後ですね、進めていければというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 今後ですね、展望に期待したいというところに思っております。現在確定申告などもですね、スマートフォンから行われるというようなサービスがございまして、e-Taxの申請を本町においても推進をしていただいているというふうなことなんですけども、やはりe-Taxの申請、私も進めてるんですけども、お時間がかかるんですね。なので、やはりネットワークの環境がしっかり整備されてないと途中でフリーズしてしまったりとかいうふうなことで、思うように進まなかったりというふうなことで、時間の無駄というわけじゃないんですけども、時間が多くかかってしまうというふうなこともありますので、やはり、そういったことを進めていく中では、限られたところで結構かと

思いますけども、そういったW i - F i の環境を整えるというふうなのも必要なのかなというふうには私としては感じているところでございます。

また、各議員におかれましてもタブレットの支給がですね、導入されておりますので、そういった部分でもW i - F i の環境も必要になってくるのかなというふうに思っておりますので、全体にというのはなかなか難しいでしょうけれども、そういったニーズがあるというか、必要な部分に必要なサービスを設置するというふうなのもありなのかなって私的には考えているところなんですけども、そういったことを考えていただくことというのは可能ですか。お尋ねします。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

職員のほうでもですね、W i - F i 、これの環境につきましては現在いろいろ研究している段階でございますが、また、例えば会議室にW i - F i のほうの環境、設けまして、会議室内だけでのW i - F i の使用であるとか、そういったことにつきましても調査のほうは進めてございます。

また、今回ですね、かなりコロナ禍の中での状況がございまして、これの中で働き方改革、これらに対応していこうということで、職員については現在有線のほうでやってるわけなんですけど、有線の使用ができない会場であるとか、あるいは庁舎外におけるテレワークですね、こういった用途に対しましては町のほうでもですね、持ち運び可能なモバイルW i - F i によるインターネット接続というものを現在実施しているというような状況でございます。

今後につきましては、やはり、おっしゃることもあると思うんで、調査研究のほうを進めた中で本当にそれが効果があるのか、あるいは、やることによって情報等の漏えい等、そういうのも防いでいくということもございまして、それらも勘案した中で使用については今後進めていければというふうにご考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 そうですね、一方で情報の漏えいだったりセキュリティという部分をですね、しっかりと進めていかなければならないところもありますので、この辺は慎重に進めていただきながらサービスの向上につなげていただければありがたいかなというふうに思っているところでございます。

続いては2番のほうなんですけれども、近年ですね、職場のコミュニケーション不足によりまして、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどの被害に遭ってですね、心の悩みを抱えている方が多くおられるというふうにお聞きしております。また、悩みを抱えたままですね、ひきこもりになってしまったり、あるいはうつというふうな症状が出てしまったというふうな方も近年多くおられるというふうに聞いております。先日セミナーを受けた中では全国で115万人ほどですね、ひきこもりの方がおられるというふうなことで、ちょっと驚きを隠せないところなんですけども、やはり職場間におきましては、しっかりとコミュニケーションを取ることでそういったことを削減できるのかなというふうに思っているところでございます。

労働施行法の推進が進みまして、2019年の5月よりですね、制度が改定されましてパワハラ措置法が義務づけられておりまして、事業所や職場におかれましては、優越的な関係を背景とした言動によ

る、起因する問題に対するパワハラ定義が実施されているところでございます。そちらの部分に関しまして、やはりコミュニケーションをしっかりとですね、取っていくというふうなことが重要なのかなというふうに思っているところでございます。

職場間の「さん付け」というのは、企業間におきましても既に当たり前というかですね、導入されている企業がほとんどなんですけども、今後、「さん付け」で呼ぶとか、そういったことで心の壁を取り除くというような、そういったことも可能かと思いますので、そういった取組みを進めていくというふうなことは町のほうとしては考えておるのでしょうか。お尋ねします。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 現在、町では議員おっしゃられた、例の「さん付け」、そういったものを推奨しているというふうなことは行っていないところではありますが、今現在、県のほうで試行的に「さん付け」での職場環境の改善ですね、上下関係、そういったものの改善、進めているということで、情報によりますと3月中にはアンケート実施して、メリット、デメリットを検証した上で本格導入を考えているということです、そういったところを参考にして、町のほうも考えていきたいと思っております。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 そうですね、そういったことで呼び合うというふうなことで、より職場間のコミュニケーションだったり、そういう親近感も湧いてくるのかなというふうに感じているところでございます。やはり庁舎においでいただける来場者の方においても、職員がですね、生き生きとして、そういうコミュニケーションができてるといふような背景がうかがえれば庁舎に訪れた方も気持ちよく業務に進めていただけるのかなと思っておりますので、そういった背景もあるというふうなことも感じていただいて、進めていただければありがたいかなというふうに思っているところです。

それでは、次の質問に移らせていただきます。3番目の空き家の利活用について。

1番としまして、空き家を利活用できるかなど、空き家の実態をどのように把握されているのか。また、空き家利用希望者へのマッチングなどをどのように進めているのか、町の取組みは。

二つ目としまして、空き家の利活用としてリノベーション支援など積極的な取組みを行っているのか、町の取組みは、について御答弁願います。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

空き家の実態につきましては、自治会や地域にお住まいの皆様からの情報提供のほか、5年に一度行っている空き家等実態調査などにより把握しております。空き家等実態調査は平成29年度に続き、今年度に2回目の調査を行っております。調査は町で空き家として把握している物件のほか、水道の利用状況などから空き家と思われる物件について、調査員が現地を訪問し、その建物の状況などについて確認を行っております。

また、空き家利用希望者へのマッチングにつきましては、空き家の所有者が売却や賃貸を希望する物件を登録し、町ホームページなどにより移住・定住を希望する方に広く情報を提供する空き家バンクを令和元年度から実施しており、その周知に努めているところでございます。

次に、2点目についてお答えいたします。

リノベーション支援などの取組みにつきましては、空き家バンクで取引された空き家のリフォーム工事を行う方に対し、必要な経費の一部を補助する空き家バンクリフォーム補助金を令和3年度から創設したところであり、今年度1件の利用がございました。

今後も引き続き、多くの方に空き家バンクを知っていただき、空き家の利活用につなげてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 御答弁ありがとうございました。昨日の同僚議員の質問にもありましたようにですね、空き家、空き店舗の利活用というような部分では積極的にですね、町のほうとしても進めていくというふうなのが必要かなというふうに私も考えているところでございます。

やはり上三川町におきましても、すばらしい技術やセンスといったですね、ノウハウをお持ちの作家さんであったり、起業家さんが多くおられます。先日、私も町内のマルシェにですね、参加させていただきまして、こんなこともやってるんだなというふうに感じているところなんですね。そういった方のやはり技術とか、そういうノウハウなどを生かしていかないというの、ちょっともったいないなという思っているところございまして、やはり起業したいという方もたくさんおられますので、そういった方に支援サービスを行っていくというようなのも町としては必要なかなという感じたところなんですね。

やはり、マルシェなどの開催する場所などもボランティアさんが貸していただいて、そこを利用してというふうなのが実情でありますので、やはり場所も狭かったり、そういうふうなところもありますので、町としてですね、そういう支援サービスなどを行っていただけるとより活性化につながるのかなというふうに感じているところです。

町内の商店街におかれましても、ご存じかと思いますが、シャッターが閉まっている商店街の店舗さんもございます。いろんな事情がね、あるかと思いますが、せっかく店舗をお持ちであって、利用できない理由が何かあったりするんだと思いますけども、そういったところを再利用したり、リノベーションして使っていくというようなのも今後、必要になってくるのかなと私的には感じてるところなんですけども、そういうサービスへの取組みに対して、町のほうとして何かお考えというかですね、方策などあればお尋ねしたいと思います。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【田仲進壽君】 商工課のほうの事業としまして、空き店舗の利活用に取り組み始めたところでございます。今年度ですね、エリアは限定されておりますけれども、主に町の中心である上三川通りですとか城址公園通り、それらを中心としたエリアで空き店舗の実態調査を行いました。マップのほうにそういったものの調査の結果を落とし込んで、今、整理しているところでございますが、最終的にはですね、専門家にもちょっと御意見をお聞きしてるんですが、空き店舗のオーナーさんが積極的に貸し物件として貼り紙をしたりとか、そういった実態がないんだと。地域性の問題なのかもしれませんけれども。なので、令和5年度、固定資産税の納付書を発送する際にですね、そういった遊休資産をお持ちの方で貸し店舗としてですね、お貸しするようなことを考えてらっしゃる方に訴求した通知文、お手紙

のほうをお出しして、空き店舗の掘り起こし、そういったものを実施しようというふうに考えております。

そういったリノベーションに対する支援ということでございますが、商工課のほうの事業としてですね、空き店舗等利活用促進事業の補助金を御用意してます。内容的には、空き店舗あるいは空き家、空き地、そういったものを活用して営業を行う方、こちらの方に対する補助金でございまして、改装事業、お店のほうをリノベーションして営業を始めたいという方に対する補助金。額にしますと、補助率が2分の1、上限50万円、下限が5万円というものを御用意しております。また、賃貸物件ということをご想定してございまして、物件を借りる際の賃借料ですね、そういったものに対する補助でございまして、補助率2分の1、一月当たり5万円、最長1年間、12カ月ですね、の補助を御用意しているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。ちょっと私も存じ上げてなくてあれなんですけど、せっかくそういうサービスがね、町のほうとしても取り組んでいただいているのであれば、そういうサービスがありますよというような御案内も今後、進めていただければなというふうに思っております。

作家さんのお話、直接聞くことがありまして、お話ししたんですが、やはり、「そういうグラウンドとか、スペースがないんですね」というふうなことで、「何とかしてもらえませんか」というようなお話がありまして、この質問をさせていただいたんですけども、やはりそういうサービスがね、あるのであれば何か有効に活用していければいいのかなと思ったところなので、なかなかそういう情報を知り得ないというようなのが実情かというふうに思っております。今後ですね、そういうことも周知していただいて、町の起業家さんを支援するというふうなことにつなげていただければなというふうに思っております。

やはり、そういう支援する方にサービスを行っていくというふうなことなんですけども、これからその起業する方に対する、順番的に言いますとマルシェでそういう販売だったり、そういうのをやって、次に起業するためのセミナーをやってとかというふうな段階があるかと思うんですけども、起業を考えてる方に対する起業家セミナーなどというふうなことは町のほうとしては取り組んでおられますか。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【田仲進壽君】 町独自に開催というわけではなくてですね、町と商工会とか連携した上で、主催は商工会になりますが、例年ですね、10月、11月、毎週木曜日の夜ですね、全8回というコースで起業家向けのセミナーを実施しているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 新しく起業したい方にセミナー行っていたらと思うんですけども、起業家セミナーの御案内というようなのはどのように例えば周知されていらっしゃるでしょうか。教えてください。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【田仲進壽君】 周知の方法はですね、商工会のほうでチラシを作成しまして、それを新聞折り込み等で各家庭にお配りしているような、そういう方法を取っていたりですね、町のほうも協力してですね、ホームページに載せたりとか、そういったことも行っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 私が聞いたマルシェの出店者はですね、ご存じなかったっておっしゃってましたんで、情報の取り方にもよると思うんですけど、いろいろね、情報の仕方はあると思いますので、今後も引き続きですね、情報の開示というか、共有をしていただければありがたいかなというふうに思っております。

やはり、起業家さんを育てるというふうな意味ではその後のよろず支援サービスというようなことも、国のほうでやられてるんですかね、実際に起業したり、起業する方に対する相談事業をやっておられるようなんですけども、町のほうとしては何か新しく起業される方などにそういうサービスの提供だったり、相談がありますよということで御案内などは差し上げたりしておりますか。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【田仲進壽君】 先ほど、商工会と連携してそういった支援を行っているところもございまして、周知のほうとしましては創業支援のセミナーの際にですね、相談も受けてるよというようなことで周知はしておるところでございますけれども、なかなかその情報が実際、起業したいという御希望の方に行き届いているかという、まだ不十分なところはあるのかもしれませんが。より強固に周知の方法を検討して、行っていきたいと思っておりますし、その創業した後のフォローの件ですけれども、令和5年度ですね、県のほうの予算で県から創業プロデューサーという方を派遣していただいてですね、創業セミナーの実践編ということで、更にセミナーを追加する形でフォローのほうを行っていきたいというふうに考えておまして、それは商工会のほうと連携して行うことを予定しております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 今後、進めていただけるというようなことなので安心しました。私もマルシェへ、近隣の参加しましてですね、こういうセミナーの起業家フォーラムとかいうふうなものも各自治体で行っているみたいなので、こういうチラシなども作るとかしてですね、広くそういうイベントであったり、あるいはマルシェの会場でお配りするとか、そういったことをすることによって、より意識が交流するのかなというふうに思っておりますので、そういったところでの周知、あるいは情報の開示というふうなものも必要なかなと思ってるんですけども、今後そういったイベントなどでそういうチラシを配ったりして周知するなどのお考えとかございますか。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【田仲進壽君】 イベントの際にチラシを配ってということでございますけれども、そういったことも一つの方法として検討してまいりたいと思います。また、SNSとか、そういったものも積極的に活用してですね、呼びかけといいますか、周知の方法を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。そうですね、やはり、そういった優秀な起業家さんが多く上三川町にはおられますので、ぜひ、そういった方をですね、育てるといふうなことで寄り添っていただければありがたいなというふうに思っているところです。

やはり、上三川町でもお野菜を育てるといふうなところでは通じるところがあるかと思うんですけども、野菜を育てるにしても芽が出たところに水をやったり、あるいは肥料をやったりというふうなのも必要かというふうに思いますので、そういった作家さんであったり、これから起業する方に対しての切れ目のないサービスですかね、次、こう、例えばマルシェを行って、次、起業されたい方はこういう道がありますよとかというふうなことをしっかり、サービスと支援をつなげていくというふうなのがあって、今後の活性化につながっていくのかというふうに私は感じているところです。

若い起業家さんたちがたくさんおられますので、チャレンジするといふうなところを有効にですね、上三川町に発揮していただいて、上三川町を更に活性化できるようにしていければなというふうに思っておりますので、ぜひともよろしくお願いをしたいなと思っております。そういったブランドの整備がやはり町のほうのサービスとして必要なのかなという思っているところです。ぜひとも今後ともよろしくお願ひします。

以上で私の質問を閉じさせていただきます。

○議長【高橋正昭君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】 2番・鶴見典明君の質問が終わりましたので、順序に従い、7番・海老原友子君の発言を許します。7番、海老原友子君。

(7番 海老原友子君 登壇)

○7番【海老原友子君】 質問に入ります前に、今日は3月3日、ひな祭り、女の子の祭りで、皆さん、私の服装を見ていただくと分かると思うんですけども、ピンクと緑で桃の花をイメージしております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、唯一の女性議員ですので、皆さんの柔らかい、そして明確な答弁を求めようと思っております。同僚議員から「お昼になんねえように質問終わらせろ」という話ですので、答弁もそのようによろしくお願ひいたします。

まず、私からですね、五つの質問をさせていただきます。

まず、1、子育て支援対策について、2、防災対策について、3、GIGAスクールについて、4、デマンド交通について、5、高齢者支援についての五つの質問をさせていただきます。

まず、1、保育園に通園する0～2歳児のおむつの持ち帰りを廃止する考えはあるかの質問をします。

答弁をお願いします。

○議長【高橋正昭君】 私のほうからちょっとお話があります。いや、質問者じゃなくてね、会場の皆さんに携帯電話のマナーモードを確認してください。お願いします。

執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

保育所等の使用済みおむつにつきましては、保育士や保護者の負担軽減、また、衛生面の観点から園での処分を推奨する旨の通知が本年1月に国から発出され、町内の保育所等に周知したところでございます。現在、町内の保育所等における対応は園での処分、又は保護者の持ち帰りなど様々でございます。保育の方針やおむつの保管場所の確保など、園によって状況が異なりますので、一律に廃止することは現状では困難であると考えております。今後のおむつの処分の方法につきましては、国からの通知等を踏まえ、各保育所等の意向や状況を確認の上、調査検討をしております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 担当課の課長とですね、ちょっとお話ししたことがあったんですね。お母さんから、おむつの持ち帰りは大変なんですけどという意見があったので、担当課長のほうとお話ししたところ、保育園のおむつを買った子に対してだけ持ち帰る、そんな話でよかったですか。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 まず、園の状況についてお話しいたしますと、園の中では持ち帰りの園と、それから園で処分しているところが半々ぐらいだということで以前もお話ししたかと思いますが、園処分の場合には園で処分しているところと、保護者の希望によって選択できる園がございます。また、処分につきましては費用負担が発生している園もありまして、その際には処分料だけ徴収している園と、それから、おむつ1枚につき幾らということで、おむつの購入と処分料を合わせて徴収している園があるということになっております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 もう宇都宮市ではですね、全部、1人当たり350円を補助する、それから下野市に対しても一律300円を補助する、もう今年の4月からやるんですね。壬生町の議員に聞いたところ、壬生町もちょっと消極的だったんだけど、その話をしたら、やる方向性でいってますという形なんです。いつもいつも何かのことをちょっと考えたときに上三川町っていつも一番最後、そんな感じ、私、ちょっと受けちゃうんですね。

おむつの持ち帰りという、視点はちょっと違うかもしれませんが、子育て支援でどういう方が子供を産んでるかというデータがあって、夫婦共働きフルタイムの夫婦が一番子供を産んでるかというデータがあるんですよ。ということは、大きなことは国の施策でやるとして、私たち町として何ができるかって考えたときに、お母さんの負担を軽減するってどういうところからかなって言ったら、おむつは保育園で処分してくださいよというの、当たり前じゃないですかね。どうですかね。町長、その辺どう思いま

すか。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 保育園もしくは幼稚園で、園児はもちろんですが、保護者と保育士の、保育園の負担軽減、これは考えるのは当然の責務だと思っております。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 私はですね、もうちょっと記憶にないような遠い昔ですけど、私が保育士をしていた頃はやはりおむつは保育園で処理してましたね。今は皆、紙おむつですので処理も楽だと思うんですけど、当時は布おむつでしたので、私たちが保育士をしてる頃、布おむつだったので、その布おむつですら、やっぱりお金を払っても処分してもらいたってお母さんが多いんですよ。フルタイムで5時まで働きました、5時から帰って、保育園から子供の洗濯物をもらって、おむつをもらってというふうになったときにおむつだけでもそれを処分してくれたらすごく楽だと思いますし、「処分なんて簡単でしょ」というふうに言っちゃえばそれで済んじゃうんですけど、先生も大変だと思うんですよ。「はい、これは誰誰ちゃんのおむつ」、「これは誰誰ちゃんのおむつ」、「袋間違えちゃいけないよね、これは何々ちゃんのおむつ」って。

そういうのを考えたときに、やはりそれはもう廃止してあげるのがいいんじゃないかなって私は思いますが、調査研究をするという形ですので、じゃあ、どの辺をめどに調査研究をしてくれますか。その辺をお願いします。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 保護者の負担というところで考えれば確かにメリットは大きいというふうには考えております。ただ、実際持ち帰りを実施している園でどういったところが課題なのかということを確認しましたところ、やはり保管場所の確保とか収集日までの臭いとか衛生面での配慮、その他、収集とか処理に関する費用負担ということが課題ということで聞いております。

そういった中で町としても、やはり国と同じように推奨していくということで考えておりますけれども、その辺は既に先ほどもお話ししたとおり、持ち帰りの園と園でやってる園とばらばらな状況ですので、これをどういったふうに調整していくかということが必要になってくるというふうに思っております。ですので、今後それぞれの施設の環境とか状況とかを調査して、そういった課題の解消というところも含めて、どういうふうにしていくかというのは早急に検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 そうですね。例えば、「その子の健康状態を知るためにおむつを持ち帰らせてるんですよ」というようなお話をちょっと頂戴するときもあつたんですけども、じゃ、例えばですね、熱を測ったときに「この子の熱は38度2分ですよ」って体温計見せないですよ。それと同じで、下痢だったら保育園で1回だけじゃなくて、うちへ帰っても出るわけですよ。それで下痢だったら便の状態の何かしらがあるので、「その何番目の便みたいでしたよ」というふうな感じでお話もすることもできるし、今はタブレットもあるし、そういう感じで写真を撮ることもできるので、そういうことは

もうないと思うんですよ。だから、どこかに保存するのが大変とか、だから、火曜日と金曜日に出すまでの臭いが嫌よねとか、それは家でも一緒ですよ。保育園じゃなくて家でもおむつ出すのは毎日出せないわけだから、保存するわけだから、一緒なので、その辺のことはちょっと考えていただきたいなって、早急ということなので期待をしまして、時間を見ながらこの質問は終わらせていただきます。

次に、防災対策についてです。町民に配布されているハザードマップには内水氾濫は想定されておらず、本町において内水氾濫の危険箇所は把握されているのかを質問します。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

昨年11月に更新いたしました上三川町ハザードマップの洪水浸水想定区域は、現時点の鬼怒川・田川・武名瀬川・江川の河道及び洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により氾濫した場合の浸水状況をシミュレーションにより予測したものでございます。このシミュレーションにつきましては、支川の決壊による氾濫、想定を超える降雨、内水による氾濫等を考慮しておりません。この際の洪水とは河川が氾濫した場合に浸水する水害であり、内水とは市街地などで下水道やその他排水施設が氾濫した場合に浸水する水害であります。

本町の内水による浸水箇所につきましては、町役場から上三川消防署付近におきまして台風やゲリラ豪雨により道路等が冠水する被害が生じております。そのため、町では浸水被害の対策といたしまして調整池や水路等の雨水施設の整備を行っているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 先ほど、唯一の女性議員って言いましたけれども、お勉強して防災士の資格も取らせていただいている、内水氾濫についても勉強したんですね。それで、川が決壊した被害から比べて、内水氾濫のほうは人の命がなくなるとかそういうことは少ないとは言われてるんですけども、でも、やっぱり今、内水氾濫がすごく話題になってるということで、宇都宮市でも内水氾濫のハザードマップを作りました。それから那須塩原市も作りました。

そういう中で、町民がここは危ないんだということが知ることが大切だと思うんですけども、その辺、上下水道課で前、ちょっとお話したときに、「下水道は氾濫はしないですよ」ってお話を頂戴したので、氾濫しないんだ、じゃあ安心なのかなと私は思いましたが、雨水とかそういうので氾濫して、今までにそういうのが氾濫した実態というのは上下水道課長、あるんですか。

○議長【高橋正昭君】 上下水道課長。

○上下水道課長【川島勝也君】 先ほど町長からも答弁がございましたように、町役場から上三川消防署付近におきまして、台風やゲリラ豪雨によりまして道路の冠水等の被害がございました。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 以前ですね、私のところに電話があったんですね。台風19号のときだったのでしょうか、「ゆうきが丘の貯水池が氾濫しそうなんだけど何とかしてくんないかね」という電話だったんですけど、私、何ともできないので、どうしようかなということで、その当時、神藤議員もそれ、

同じような電話を受けたと思うんですけども、そういうのとか、町の貯水池があふれて家が浸水するとか、そういう危険性は全くないのですか。教えてください。

○議長【高橋正昭君】 上下水道課長。

○上下水道課長【川島勝也君】 これから全くないとは言えないかと思います。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 じゃあ、今まで氾濫が起きたのは、役場から上三川消防署にかけた、そこだけしかなかったんですね。他は全くなかったってことですか。今までです。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 道路の冠水、そういったものについては、今ここでどこどこというはっきりした箇所は申し上げられませんが、これまでも冠水した箇所等確認しております。

失礼しました。防災という観点で私、答えてしまいました。内水関係ではございませんでした。失礼いたしました。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神山雅行君】 先ほどの上下水道課長の答弁で、町役場から上三川消防署ということで答弁がございましたけれども、広く内水ということで考えますと、先ほどの答弁に加えまして、例えば1級河川の水位が上昇した際に、その周辺の支川の水路等からの水が1級河川に流入したりと、その結果、溢水するような事態も広い意味で、広義では内水というふうに整理できるかと思います。

そういった観点から整理をいたしますと、令和元年の台風19号の際にも1級河川の田川の沿線で、例えば地区で申し上げますと五分一、また、その上流、川中子、下神主、梁、そういった1級河川田川の流域で内水被害、氾濫等は実態として起きております。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 今、都市建設課長が言ってくくださったのは湛水型氾濫というもので、その湛水型氾濫というのは河川の水が排水路から逆流してきて内水を起こすという形なんですけど、そういうのってこれからもね、たくさん出てくると思うんです。

私は、これ、なぜこの防災対策についてこの内水氾濫のことも載せていただけたらありがたいなというふうに思ったのは大雨、台風とかだったらテレビで予想できるし、地震とはまたちょっと違う災害だと思うんですけども、内水に関しても、この辺って水がいっぱいになると危ないんだなというようなことが分かってるのと分かってないのでは避難の状況が変わってくると思うんですよ。

それで、被害の規模は全然違うかもしれませんが、東北の震災のときも、東北では「津波てんでんこ」という言葉があって、「災害は自分で逃げるんだよ」って、「ばらばらに自分で自分の命を助けるんだよ」というそういうふうな、そういう言い伝えがずっと昔からあって、「津波てんでんこ」という言葉をずっと子供の頃から言われて、「ここが危ないんだよ、ここになったらあの山に逃げるんだよ」という教えがずっと根づいていて、それで逃げて、「釜石の奇跡」って言われたというようなことで、例えば町としても、ここだけが危ないんだよというふうな、ハザードマップに書かれているものはほとんどそのとおりになるそうなんです。ハザードマップでここが危ないよというところはほとんどそこが切

れて、そこが被害をするというのはほとんど大体当たるそうなんです。大体というか、重ねるとそこがやっぱり被害を受けてるって。その中にもし内水というのがあって、ここもちょっと家がこういうふうになるよ、危なくなるよというのがもし分かるのであれば、今後のハザードマップに、もしそれが分かるんだったら内水のことも載せていただきたいと思うんですが、担当課長、いかがですか。

○議長【高橋正昭君】 上下水道課長。

○上下水道課長【川島勝也君】 現在行っております、先ほど申し上げました雨水調整池から下流の水路整備につきまして、令和7年度の完了を目標にですね、今、進めてございます。そのためにですね、水路の整備後を考慮しました浸水シミュレーションを令和6年度に国の補助金を活用しまして行う予定でございます。そのシミュレーションを基にですね、内水浸水想定区域図というものを作成いたしまして、その区域図を基にですね、町のハザードマップの更新に合わせまして反映させていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 私はその答弁が聞きたかったんです。ぜひお願いします。本当にね、上三川町って安心・安全な町というか、本当に災害が少ない町って、外から嫁に来た私はそういうふうに感じてるんですけども、それでもやっぱり災害はある、それでも被災はする。そういう中で、やっぱり自分がどこに逃げればいいんだ、どこが危ないんだというのを知ってるのと知ってないのでは雲泥の差で、やはりそういうのが、課長がおっしゃったようにシミュレーションしてもらって、ここが危ないんだよと分かったんだよというふうなことが町民に広がっていくことをこれから望みます。2番目の質問は終わります。

3番目、タブレット端末を使った授業に外部講師を入れる考えはありますか。お願いします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 氷室 清君 登壇)

○教育長【氷室 清君】 ただ今の御質問についてお答えします。

国のGIGAスクール構想により、現在、児童生徒1人1台のタブレット端末が整備されております。活用においては教科指導での資料画像や動画の視聴、またインターネットでの調査、更に、授業支援ソフトで児童生徒の意見をまとめ、発表資料を作成することなど、学習の様々な場面でタブレット端末が使用されているところです。

しかしながら、教員のICTに関するスキルに差が大きく、クラスや教科によってタブレット端末の使用頻度に差が生じております。同様に児童生徒についてもタブレット端末を操作する基礎的な力に個人差が見られることから、特に小学校低学年において個別に支援する必要性が生じているところです。

町教育委員会としましては、タブレット端末を使った授業を充実させるためには教員支援が一番効果があると総合的に判断し、令和5年度よりICT支援員を配置する予算を計上いたしました。ICTの活用に関する教員へのサポートを主な業務としておりますが、議員から御指摘いただきました外部講師として、必要に応じて授業支援に従事することも可能となる予定です。今後も授業でのタブレット端末の活用を推進してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 令和2年3月の一般質問の答弁にですね、1,800市町村がやると手を挙げて、200市町村がやらないと手を下げたというほうの、本町はやらないのほうに入ってたんです。それでですね、平成28年までには10人に1台、令和2年には4.47人に1台のタブレットが、間違っていればそうだと思うんですけども、それでですね、コロナが始まって端末が一気に進んで、1人1台になっていきましたね。その中で教職員はふだんの授業だけでも大変だったのに、どのような対策をなさったんですかね。その辺をお聞かせください。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 一気にということでしたが、それまでも本町のほうにはタブレット端末が導入が進められておったこともありまして、そういったものの活用をICT支援員と、各学校に1人ずつ支援員を位置づけて校内での研修を進めていったところでございます。1人1台の端末が大量に導入されたことに伴って、それまで蓄積したそういうノウハウが生かされたという面もございます。ただ、ネットワーク環境、そういったものは完全に構築されるまでには多少の時間がございましたので、そういった学校が休業になった時間等を使いまして、ネットワーク環境、それから今後の使用についてなどを町のほうでですね、研修などを進めたところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 昨日の同僚議員のオンラインの授業をやったらどうかということに対して、「何が一番困ってる原因ですか」という話になったときに教育長は「人だ」というふうにおっしゃいました。確かに私も足りないだろうなあというふうには感じてたんですね、今回、ICT支援サポーターとして予算を入れたということなんですけど、何人ぐらい入れるような予算になってるんですか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 今回計上いたしました予算ではですね、日頃の電話でのサポートのほか、各学校へ出向くのが1校当たり10日程度入れるものという計算で計上してるようなところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 何人が1校当たり10日入るんですか。1人ですか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 専属の人が決まっているというわけではございませんので、トータルして年間10日程度、学校に派遣ができるというような状況でございます。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 年間当たり10日ですか。年間10日間だけしかその人は入らないんですか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 学校からの要望で入るわけですが、大体1校当たり年間10日ぐらい

いの入れるような予算でございます。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 その1校当たり10日程度、どのような仕事をされるのでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 今、学校ですすね、使用しているICT関係のソフトの中にはですね、いろんな、保護者との連絡ツールとかデジタル教科書とかですね、学習支援ソフトとか様々なソフトを利用しているわけですが、その中でその使用方法に関する支援とか可能な範囲になります、教員が行っている作業の代行業務、そのようなところを予定してございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 年間10日というと1カ月に1回入らないってことですよ。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 年間10日ですので、夏休みとか休みの期間を除けば月に大体1回程度になるのかなとは考えてございます。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 このICTの支援員が入ることによって教職員は負担が軽減されると思いませんか、教育長。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 教員の業務負担が軽減されるかということですが、ICT以外に今回、質問事項ではないですが、学校業務支援、こういったメンバーも新たに学校のほうに配置されることになりました。ICTに関して、それが全てだというふうには思っておりません。全ての授業の中でICTを活用するというわけではございませんので、月に1回程度というふうなことでございますが、そういったときに集中的にいろいろやり方を聞くとか、学校で困っているアプリケーションのアップデート、こういったものをしてもらうだけでも非常に教員としては助かると思います。また、授業の中で教員がパソコンのスキルに圧倒的に優れてなければならないというわけではないというふうに思っております。それを道具として使うというのが授業としての在り方だと思いますので、必ずしもパソコンが得意な先生が全ているということがいいことだというふうには思っておりません。ただ、業務負担には大いに軽減になると考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 私はですね、パソコンができない先生が駄目とは一言も言ってなくて、このコロナ禍でコロナのこともやりながら、それ、授業もやりながら、そういったICTもやりながら、その中の先生の負担の軽減ができるかできないかということで、外部講師を招いたらいかがですかというふうな質問だったと思うんですけども、先生たちが本当に、ブラック企業と言われる教育の現場で少しでも助かったなって思える時間が取れるのだったらそれはそれでよいことで、今回質問しました、そういうICT支援員と、その他に学校業務支援の方が入るということは、今までなかったんですよ。

ね？ これから新しく入るってことですよ？ それはとてもいいことだと思いますので、ぜひ先生の本当に負担軽減のためにそういう施策をこれからもやっていただきたいなと思って、3番目の質問は終わります。

次に、4番目、デマンド交通を土曜日にも利用できるようにする考えは。答弁願います。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

本町のデマンド交通、かみたん号は現在、通院や買物など、町民の日常の移動手段として平日運行しております。毎年度実施しています、かみたん号の運行に関するアンケート調査結果の中でデマンド交通の土曜日運行につきまして御要望が多いことから、今年度、上三川町地域公共交通活性化協議会に諮り、土曜日運行等について検討することを上三川町地域公共交通計画に今後の取組みとして盛り込んだところでございます。

今後は、土曜日運行についての相互利用をしている近隣市町の動向や、核家族化による高齢者世帯の増加など家族形態の変容、収支に与える影響等も含めて調査研究し、望ましいデマンド交通の運行形態の在り方について検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 では、土曜日を休みにしている理由は何ですか、担当課長。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の御質問にお答えします。

当初ですね、かみたん号は主に高齢者の平日の通院や買物等の足として利用することを想定し、土曜日は同居家族等の車による移動ができることが可能であると考えて、土曜日運行はしなかったということ聞いております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 では、「土日は家族が連れてってくれる」って誰が言ったんでしょうかね。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の御質問にお答えします。

誰が言ったかというのは私のほうもそこまでは調べてないので、大変申し訳ございませんが、一応そういうことを想定して、かみたん号のほうは月曜日から金曜日までの運行ということで始まったと当初聞いております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 病院って土曜日もやってますよ。日曜日だからって、家族がいればいいですけども、家族がいても家族も日曜日お仕事だったりしますよね。全部が全部、仲のいい家族だったら頼めますけど、なかなか頼めない家族もいますよ。私なんかちょっと頼めないかもしれないですよ。そ

うなったときに、やっぱり自分で買物に行ければ行きたいんですよ、高齢者は。そうなったときにやっぱり、土曜日って意外と病院もあったり、買物に出かけたりとかってする。サービスとしてならば土日が本当はやってもらいたいのが正直なところなんですよ。でも、せめて土日どっちかっていったら、日曜日は病院、やってる病院ってなかなか少ないので、土日はやりましょうというふうな意見がすごくたくさん聞かれます。先ほど、アンケートでありましたが、どのような要望が一番多かったですか、担当課長。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の御質問にお答えします。

アンケートのほうですね、一応、公共交通をよりよくするための必要なことということで一番多かったのが土曜日運行ということで一番多かったということです。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 じゃ、ベストファイブを教えてください。ベストファイブ。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の御質問にお答えします。

一番多かったのが土曜日の運行です。その次がですね、かみたん号と近隣市町村のデマンド交通の連携を更に進めることということと、あと公共交通のPRですね。あと、かみたん号の行ける目的地を増やしてくださいと。あとは運行時間の拡大をお願いしたいということがベストファイブになります。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 そうですね、私が聞いているのは全部入ってますね、やはり。そうなったときに、まず、第一歩の土曜日というのは地域交通計画にそれを出します。じゃあ、出しました。そこで話し合います。どういう流れで土曜日運行までに行くんですか。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の御質問にお答えします。

先ほど町長が答弁したようにですね、土曜日運行をすることによりですね、民間企業や町の財政を圧迫せずにですね、一定のニーズ、費用対効果が見込まれると判断したときに考えております。ただ、地域公共交通活性化協議会においていろいろな御意見があると思います。地域活性化のほうではいろいろな分野、町の分野とか、あとは運輸局とかいろんなのが入ってますんで、いろいろそこら辺でお話を聞きながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 では例えば、そこに話を持ってきました、「そこでは駄目です」って言われたらこの話はなくなるんですか。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の御質問にお答えします。

地域活性化の中で駄目だったらそのまま終わるかというのではなくて、一応こういうアンケートの市民のニーズがありますんで、それにできるようにうちのほうとしてもいろいろ検討しながら、地域活性化協議会の意見も聞きながら、できるだけ実現できるように進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 先ほど課長のほうから町の財政を圧迫するという話が出たんですけど、土曜日を運行すると町の財政が圧迫されるんですか。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の御質問にお答えします。

土曜日運行になるとやっぱり費用もかかります。あとは収支率がありまして、それによって補助金をもらうこと、ありますんで、そこら辺はよく検討しながら、町の財政も考えながら、土曜日運行には考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 これからますます高齢化は進みますし、テレビをつければ71歳の方が交通事故を起こして2人が亡くなってる、そういう話も聞きますし、やはり車の、デマンドってもちろん安いし、乗りやすいし、便利がいいし、いいことづくめじゃないですか。それで土曜日ができたらもう本当にいいことづくめなんです。私も登録してるんですけど、もうちょっとたったら、もうちょっと年がいったら、もう本当にデマンドにお世話になる。たまたま私は歩いて行ける場所にスーパーがありますけれども、今度、買物支援でカスミさんが移動販売をやってくださるじゃないですか。それは本当にありがたいなと思って、でも、やっぱり自分で買物に行きたいというときは、かみたんを本当に利用すると思うので、町のサービスという形でぜひぜひもう土曜日はやっていただきたいんです。課長のお気持ちとして、やれますか。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の御質問にお答えします。

土曜日の運行ということに関しては、土曜日の運行としましては民間企業の圧迫も考えなくちゃいけないし、町全体も考えなくちゃいけないんで、私としても慎重に考えながらこれは進めていくことだと思っています。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 もうこの質問はこれで終わりにしますが、慎重な上に情熱を持ってやっていただきたいなって思います。よろしくをお願いします。

最後になります。約束の時間、あと大丈夫ですかね。高齢者のスマホ活用支援ですね。高齢者のスマホ活用支援の考えはありますか。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

デジタル化が急速に進む現在、高齢者のインターネットや携帯電話などの利用も普及しております。特に携帯電話につきましては、スマートフォン等を利用し、通話のみならず、アプリケーションソフトを使った必要な情報の収集などに活用されているところではありますが、その操作性の複雑さなどから、不安や困難を感じる高齢者もおられると考えております。

御質問の地域講習会の開催につきましては、スマートフォン等の機種やアプリにより操作性が異なり、それぞれの高齢者がお持ちの機種等も異なりますことから、開催には課題が多いと考えております。一方で、スマートフォン等を利用した町からの情報提供や事業の参加申込み方法などにつきましては、今後も町広報紙やチラシ等を利用して周知を図ることや、窓口での相談時に操作の手助けを行うことなどの方法によりスマートフォン等の活用の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 私はですね、朝ですね、ラジオ体操にいきいきプラザまで歩いて行って、その辺ぐるぐる回って、ラウンドウォークですか、やってるんですけど、そのやり方がよく分かんなくて、そこの中にいたスマホに詳しい人が全部登録してくれたんです。そこにいたおばあちゃんたちも全部登録してラウンドウォークやってるんですね。同僚議員も朝、かわいいわんちゃんを連れて散歩してるんですけど、そういう中でこの間、こういう相談があったんです。「この間、スマホに何か荷物が届いたんだけど取りにきてないというのが入ったんだけどさ」とかという話したんです。「それは詐欺だ」ってみんなに言われてしょぼんとしてましたけど、そういうちっちゃなことがスマホ、今、高齢者の70%以上がスマホを持ってるんですね。だけど、スマホ使い切れてない人が多くて、そういう詐欺みたいなのも入ってくるし、「ラウンドウォークで芋もらったよ」とかといううれしい話も来るし、そういう中で、やはり役場に来てくれれば教えてあげるよというスタンスではなくて、やはりそういう。

公民館でパソコンの講習会ありますよね。なかなか、高齢者でパソコンってどうなのかな、スマホのが気楽でやりやすいんじゃないかなって。機種も確かにたくさんあって、いろんな機種持ってくるから一堂に集めてはできないけれども、ここにそういう相談所があって、来たら相談に答えてくれるというのが何かあったらいいんじゃないかなというふうに、そういうのが欲しいというふうな高齢者の意見なんですけど、それに対してどう思いますか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、皆さん、高齢者の方、いろんな特殊詐欺であるとか、また、健康福祉課でもやっているファンプラスウォーク等のアプリで、なかなかその一步に踏み出せないというお話は伺っております。

先ほどの町長のほうの答弁でも申し上げましたとおり、やはり多様な機種で、それを一つの場所で受けられるかということに対して課題等とか、また、できるかということの検証のためにも何か講習会というよりは相談会という形で、例えば1日だけ皆さんがこのような場所で開催して、多様な機種の場合でも何かそういう相談を受けられるかどうかということも検証も、そういうことも検討して、その後、集

まった講演会であるとか講習会であるとか、そういうのを考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 今の課長の答弁なんですけど、本当にありがたいと思ってるんです。まず、第1回目はやっぱりそういうのを持ってもらわないと、どこに行ったらいいかも分からないし、例えば、じゃ逆に、こういうのがないというなら役場のどこかの課のどこかにスマホ相談室みたいなものを持っていただけたら、それはそれでありがたいなと思ってるし。職員が大変ですよ、そうなるよね。だから、そうじゃなくて、これは本当、外部ってなっちゃうかもしれないんですが、スマホに詳しい人を町から依頼して、そういうのを教室を1カ月に1回開くよとかというふうにやっていただけると、本当にありがたいと思うんですが、それができるんでしたらば、そういうとこ行きたいという高齢者が多いのは事実なので、ぜひぜひ持っていただきたいなと思います。

ちょうど12時になりましたので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長【高橋正昭君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。午後1時に再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】 7番・海老原友子君の質問が終わりましたので、順序に従い、5番・小川公威君の発言を許します。5番、小川公威君。

(5番 小川公威君 登壇)

○5番【小川公威君】 それでは、通告に従いまして質問を始めたいと思います。今回私は、部活動について、不登校対策について、法定外公共物についての3点について質問いたします。

まず、部活動について質問したいと思います。

中学校における部活動ですが、今後、地域連携・地域移行していくということで変革期を迎えておりますけども、いろいろ課題や問題もあるようです。昨年末に行われたスポーツ庁と文化庁の発表によりますと、当初は2023年度から2025年度末の3年間としていた地域移行の目標達成時期を見直し、可能な限り早期の実現を目指すとするなど緩和が図られました。やはり、いろいろ難しいのかもしれませんが、これ、全国的な話ですが、もちろん当町にも当てはまる話でありますし、何より現在ですね、当町の中学校の部活に入部してる生徒と保護者、また、これから中学校に入学する児童、その保護者から「不安だ」という声も聞こえてきてます。もちろんまだ決まってないことも多いと思いますが、質問させていただきます。

今後、段階的に地域連携・地域移行となる中学校における部活動ですが、現状と今後の方針はどのように考えているのか。明快なる答弁をお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 氷室 清君 登壇)

○教育長【氷室 清君】 ただ今の御質問についてお答えします。

中学校の部活動については令和2年9月に文部科学省より、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革として、必ずしも教員が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築という方向性が示されました。その具体的な方策の一つとして、休日の部活動の地域移行を令和5年度以降、段階的に実施することが示されました。

また、令和4年6月にはスポーツ庁より、8月には文化庁より出された部活動の地域移行に関する検討会議での提言では、令和5年度から令和7年度の3年間で地域移行に向けた「改革集中期間」とされてきましたが、3年間の移行達成は現実的に難しいという意見が相次ぎ、令和5年度から令和7年度を「改革推進期間」と位置づけ、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すガイドラインに明記されました。

本町では、令和5年度以降、段階的に部活動の地域移行が図れるよう、中学校の現状を聞き取りながら、国・県の方針を注視しつつ、検討していく予定で考えております。部活動の地域移行には多くの課題がございますので、まずは令和5年4月以降、部活動の地域関係者会議の設立を目指し、課題の洗い出しや、現状の把握を行っていきたくて考えております。また、年度中には生徒や保護者対象のアンケート調査を実施し、その結果を基に関係者会議で精査し、本町に合った部活動の地域移行を検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 答弁ありがとうございます。

それでは再質問なんですけども、まず地域移行について質問したいと思います。これはまだ決まっていないこともあると思うんで、答えられる範囲で構いません。やはり一番、保護者なんか心配してんのは受皿。指導者の確保という問題が一番のようですね、現在、各地方団体で様々な検討が進められておりますけども、ある自治体ではですね、やはり最終的には現職の教員に見てもらわなければならないんじゃないかとか、退職教員はどうだろうかとか、中には公務員にお願いする案を出している自治体もあるようです。

当町においてもですね、そこら辺、ある程度考えはあるんだと思うんですけども、現段階でですね、受皿となりうる可能性がある個人、又は団体等の想定はございますでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 これについてもこれからの協議次第だと思っておるんです。本町としましては、昨年の12月に中学校の校長、3校長集めて各校の現状と校長の考え方を確認しました。で、令和5年度以降こんな方向で進めていこうと考えているんだということを了承しました。

併せて、本町にはスポーツ協会とスポーツ推進委員会、それから、かみスポクラブというスポーツ団体がございます。それから他に吹奏楽を実施している学校もあるものですから、吹奏楽団体のほうにも

ちょっと声をおかけしながら、4月以降にちょっと集まっていたいで、どういうふうにしたらいいのか皆さんのお知恵をお貸しいただけないかというふうなことで、協議会を開催したいというふうな旨は伝えてあります。そこまで、そこから先についてはちょっとまだ検討はしていないところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 これは地域移行に関して参考になるか分かんないんですけども、把握してたら教えていただきたいんですけども、学童野球ですね。当町でも現在6チームございますけども、私たちが子供の頃は学校の先生が指導してくれてましたが、現在は保護者が中心となって、任意団体として運営・指導しているチームが多いようです。学校とか先生から保護者へ替わったときの経緯なんかは何か把握しておりますでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 小学校においてなんですが、小学校は部活動とは違ってスポーツ少年団という位置づけでございました。スポーツ少年団の位置づけとしましては、子供たちが自主的にメンバーとして参加し、自由時間に地域社会でスポーツを中心としたグループで行うと、そういう団体でございます。

設立の経緯というのは、私もサッカーを小学校でスポーツ少年団として指導していた経緯がございますが、地域からの声、それから「教員で指導したい」、「自分でこういう経験があるのでやってみたい」というふうな希望のある声を受けましてですね、学校のほうで活動を容認しているというふうな状態でございました。ところが、その課題というのは、やはり教員は異動がつきものでございますので、指導する教員が異動することで後任の方が指導できない、負担になるというふうなことで、だんだん地域のほうに移行していったという事実がございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 ありがとうございます。それで、町とか教育委員会から一括というか、まとめて、じゃあ、ここからは地域にお願いするとかそういう感じでやったわけじゃなくて、それぞれ学校とか、そういった事情、先生とかの、あと地域の関係とかで、その中でそれぞれ移行していったということによろしいのでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 はい、そのとおりでございます。学校ごとの判断ということで、一括してどこが行うということではございませんでした。また、学校というよりも担当する指導教員で、どうしたいというふうなことを校長と協議して、校長が地域の方と話し合って地域移行のほうを進めていったという形でございますかね。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 分かりました。そういった時代背景も違いますね。もうかなりの前の話でし

ようし、また、中学校は教育の一環という部分もあると思うんで。ただ、そういった例もあるんで、例えば学童野球のようにですね、保護者が運営とか指導するという場合も考えられるんでしょうか。それとも、やはり教育の一環ということとを考慮すると、誰でもよいということじゃなくて、何かしらの資格なり、そういったものが必要になってくるんでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 いろんな課題があろうかと思うんです。一つ、小学生と中学生というのは発達の度合いが違うので、教育的意義が継続できるかどうかというところなんです。競技力の向上、こういうのを目指すということもありますが、それ以上に学校教育の中で中学校で部活動が行われているというのは人間的成長、これを担保しているところも大きくあるんだらうと思うんです。生徒の現状をどれだけ把握した上で指導に生かすことができるか、こういったことが大体できればいいのかなというふうに思うんですけど。

それから、もう一つは財源の課題も大いにあると思うんです。中学校ですから大会も小学校に比べて非常に多いです、移動に係る経費であったり、それから指導に当たる方々の、保護者が年々変わってしまうというのもこれも課題ですので、長く継続してできる方となってくると、そういった方々の手当、こういったものも課題になってくるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 よく分かりました。これも私の考えなんですけども、やはり指導者はですね、誰でもよいというわけにはいかないと思うんです。もちろん技術的な指導ができるということが前提にはなると思うんですけども、やはり人格という部分も重要だと思います。ですから、今後いろいろ選定とか、いろいろそういったルール作りもあるんでしょうから、きちんとしてですね、技術、人格ともに優れた指導者に来ていただけるような制度作り、体制作りをお願いしたいと思います。

地域移行についてはですね、まだ不確定要素が多いんでこのくらいにしておいてですね、次に本題のほうの現在の状況についてお聞きしたいと思います。現在の中学校における部活動の数、できれば中学校単位で教えていただけますか。なければ全体でいいです。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 すみません、中学校ごとにはちょっと出てないもので、全体ということでここで発言させていただきますと、全部です、13種類。男女別で、男女あるやつは二つと数えまして43部ということになってございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 それで、部活動の推移って分かりますか。例えば5年前とかと比較して増えるのか、減ってるのか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今の質問にお答えする前に先ほどのですね、中学校ごとの部活の数ということで答えさせていただきますと、本郷中学校が運動部が11の文化部が1、上三川中学校が

運動部が13、文化部が3、明治中学校が運動部が13、文化部が2ということになってございます。

部活動の数の推移でございますが、平成30年度から、5年ぐらい前からということで、現在令和4年度まで、部活動の数に変化はございません。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 すみません、また数字聞いちゃうんですけども、全生徒のうち何かしらの部活に入ってる生徒の割合はどうなってますか。それも過去と比べて比較できればいいかなと思うんですけど。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 すみません、こちら、部活の加入率、文化部除いた運動部の加入率で回答させていただきますが、平成30年度が、全ての学校でトータルした数字ですが、76.6%、令和元年度が75.2%、令和2年度が74.5%、令和3年度が75.6%、今年度、令和4年度が73.2%となっております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 増えてる年もあるけども若干減少傾向ということなんですね。野球やサッカーなど、周辺にクラブチームが結構増えてきたりしてるので、そちらへ入る生徒が増えているから中学校への部活の入部者が減っているなんていう話もあるんですけども、そこら辺、現状は把握されてますか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 運動部に入ってなくてクラブチームに行ってるということです。主なものとしては硬式野球とかサッカーのクラブチームに入ってるという方が多いですが、硬式野球でございますと、現在の1、2年生で3中学校合わせて18人、サッカーですと現在の1、2年生、3中学校合わせて25人ほど入っております。その他にですね、水泳とか新体操とかフェンシング、ダンス、バレーなど、様々なものを部活に入らないで、クラブチームということでやってる生徒がいるような状況でございます。

○議長【高橋正昭君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 ある程度の数はやはりクラブチームのほうに行っているということですね。それで、聞くところによると現在ですね、部員数が足りなくて、他の中学校と合同で活動している部があるということなんんですけども、現状はどんな感じでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 合同チームを形成してるチームの現状ですが、令和4年度の新人大会においてはサッカーが本郷中学校と明治中学校で合同チームを編成しております。また、野球においては本郷中学校と横川中学校で編成しております。令和5年度についてなんですけど、これから新1年生が入部して、団体種目の最低人数に満たない場合は合同チームを形成するというふうなことになるかと思えます。その場合、宇河という枠ですので、上三川町だけに限らずに宇都宮市のチームとも合同でやる場合があるかと思われま。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 その合同チーム、サッカー、野球ですね。例えば、どういった活動になるんでしょうか。平日、休日、それぞれ離れたところで、平日、一緒になって練習とかはできるんでしょうか。あと、また、顧問のですね、教員はそれぞれいるとは思うんですけども、どういった形の体制になるんでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 平日、休日ということですが、平日の練習は主に当該校で実施するという事になるかというふうに思っております。それは平日にどうしても、学校ごとに行事や期末テストとか、そういったものがあって、合同で練習できる機会というのはそれほど多くないということもございます。また、放課後の時間でございますので、終わる時間も各校様々でございますので、平日に練習するのは難しい。土曜日や日曜日の休日に練習試合などで合同でチームを編成するというのが主になっていると思われま。

また、今後については、人数が少なくてもそれぞれ1人顧問をつけなければいけないので、その顧問が、例えば4人、5人の野球、サッカーの子たちを指導しているというような現状でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 平日はそれぞれ別々に活動するということですけども、野球とかサッカーなど大人数でプレーする競技はですね、「やはりゲーム形式の練習や連係プレーの練習ができない」といった声が聞こえてくるんですね。それで、やはり、やるからには勝ちたいと思いながら、みんな練習に取り組んでるんですけども、現状そのような感じではなかなか難しいと言わざるを得ないのかなと。

今後、部員が少なくなり、単独で活動できなくなれば、やはり合同という形、今、教育長おっしゃってましたように、取ってくということでもよろしいんですね。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 非常に地域移行に移す課題に、今、非常に課題になってるのが団体スポーツに参加する生徒が少なくなっているということがあるんです。例えば個人種目のソフトテニスであったり、卓球であったり、こういったものは部活動に参加する子供の数は多いんですね。例えばなんです、ソフトテニスだと今、3中学校で178人の生徒がいるんです。これを地域移行して一括して教えるというのはまず無理なんだろうと。ですから、全ての競技が地域移行になるというふうに考えるよりも私はいかなる競技を、先ほど議員がおっしゃいました合同チームというふうなことがありますが、そういったものを中心に考えていったほうがいいのかというふうには思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 これも聞くところによりますと、近く廃部になる部が幾つかあるようですが、具体的にどの中学校のどの部が廃部になる予定なんでしょうか。また、その理由、部員の減少ということなんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺も教えてください。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 廃部というか、現在ですね、部員の募集を停止しているところというのが本郷中学校の剣道部で、令和3年度より部員の募集を停止してございます。次年度、令和5年度より明治中学校のサッカー部と剣道部の募集を停止して、募集停止ですが、現在部活に加入している生徒については継続して卒業するまでできるという状況でございます。

○議長【高橋正昭君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 じゃ、廃部じゃなくて、募集停止ということによろしいんでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 はい、現在は募集停止というところで、今いる在校生が卒業した場合については廃部というような状況になるのかなと考えてございます。

○議長【高橋正昭君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 実質廃部になっちゃうんですかね。そういった形を取るということは、例えば部員や保護者はある程度納得というか、説明はちゃんとされたんですかね。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 まず、部を廃部、縮小しなければならないという背景には子供の問題もございしますが、教員の問題もございします。例えば今、各学校の児童生徒数が減っている中では教員の配当数も減っていくわけですね。そうすると部活動を担当できる教員が少なくなる。当然、部活動を縮小せざるを得なくなってくるんだらうと思うんです。

今現在、上三川中学校13、明治中学校13というふうなことがありましたが、都会では本当にこれほどの部活動の数は持ってないんです。逆に田舎であるからこそ校庭の面積がたくさん取れるから、多くの部活等を設置してきた。最初の頃はよかったんでしょう。生徒の数も多くて教員の数も多かったんですが、これが少なくなってきた現在ではちょっと教員の数も本当に、2人で一つの部活を見るというのが、これまで通常でございましたが、今は1人で一つの部活を見る。つまり、自分が休んでしまったらそれを見る教員がいなくて、事故があったときに大変なことになってしまうというようなこともございます。ですから、そういった事情も理解していただくように保護者会などでは話はしているというふうなことは聞いております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 学校、教員の現場というのはいろいろ大変だということも理解はしてるんですけども、保護者として見ればですね、例えば野球を例にしますと、先ほど、クラブチームのほうに所属生徒もいるということですけども、クラブチームに行ける生徒はいいと思うんですね。しかし、家庭の事情や経済的事情などでクラブチームに所属できない生徒もいると思うんです。自分がやりたい競技の部活がなくなったらですね、そういった生徒、例えば本当に野球がなくなったらどこで野球をやればいいのかと。それはサッカーとか他の競技もしかりです。

冒頭にも言いましたけども、部員とか保護者は今、不安なんですね。自分の部活がいつなくなるか分かんないですもん。それに、これから入学して部活に入ろうとしている児童とかその保護者もそうです

ね。入った方がいいが、途中でなくなってしまったらどうしようとか。これはやっぱり入部をちゅうちょする人もいると思うんですね。そして、更にそこに地域移行もどうなのか分からない状況。これが更に不安とか混乱を増幅させてるような気がするんです。そういうことを踏まえてですね、教育委員会としても十分そういったことは理解されてると思うんですけども、その辺りはどうお考えでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 お答えします。

先ほど経済的な不安から部活動をやりたくてもできないというふうなこと、これ、非常に重要なことだと思ってます。中学校の部活動が果たす役割というのはその意味も大いにあるんだろうと思うんです。ですから、単純にクラブチームに行っただけ練習すればいいというふうには言えないところもございますので、そのためにはまず、先ほど申しましたように、地域移行にするにしても財源の確保をどうするか。これは国の補助であったり、県の補助であったり、そういったものが拡充して行ってこそ初めて地域移行というのできるんだろうというふうに思っております。

それから、やりたいスポーツがやれなくなる不安、これもよく分かります。ですが、全てに答えるということはやっぱり難しいことがあると。例えば、福島県のある中学校は全部の中学生で40人ぐらいしかいないそうです。そこは一つの部活動しか実施していないと。ただ、それも全国大会で1位になっているというふうなことで、そういう例もあるということで、考え方のというふうな言い方、ちょっと語弊があるかもしれませんが、無理をして部活動を継続するのがいいのか、それとも、どうしたらいいのかというようなことは4月以降に関係者会議の中でよく話し合いながら進めていきたいと思っております。ただ、議員がおっしゃいます保護者の不安、これは重々理解しつつ、話を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 中学時代はね、3年間しかないんですね。ですので、一人一人の生徒のことを考えれば、やっぱり時間をかけて検討する猶予はないのかなと思うんです。いろいろ難しいことは重々理解はしておりますけども、何とかよい解決策、方向性をですね、示していただくことをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

不登校対策についてお聞きます。不登校にはそれぞれ様々な理由がありますが、特に近年、コロナ禍による環境の変化により、多くの児童生徒が心身に不調を来したり、友人や先生とのコミュニケーションが取れなくなるなどの理由により不登校になる例が見受けられ、その数は全国的に見て年々増えているとのこと。

そこでお聞きます。町内の小・中学校における不登校の現状と今後の対策はどのようになっているのか、答弁よろしくお願いたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 氷室 清君 登壇)

○教育長【氷室 清君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

不登校とは何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいは

は、したくてもできない状況にあることと定義されており、年間30日以上欠席した児童生徒が対象となります。令和3年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果では、町内小中学校の不登校児童生徒数は76人で、このうち中学校生徒が61人となり、更に、登校日数が0日の児童生徒数は1人となります。

現在、各学校では、教室で集団による授業参加が困難な児童生徒は別室で学習ができるよう環境を整えられ、未然防止に努めているところです。不登校児童生徒に対しては電話連絡や家庭訪問による支援のほか、スクールカウンセラーとのカウンセリングを行ったり、適応指導教室オアシスにつなげたりしながら支援し、家庭の支援が必要な場合にはスクールソーシャルワーカーとも連携し、対応しております。

児童生徒が不登校になる要因は様々であり、複合的な理由が絡み合っているケースが多く、個別の対応が必要であるのが実情です。不登校児童生徒数は年々増加傾向にあります。学校そのものを魅力あるものにしていくとともに、学校に来ることだけを目標にするのではなく、児童生徒が社会的に自立できるように、一人一人丁寧に支援してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 昨日、同僚議員からも同じ内容の質問がありまして、私の聞きたいこともほぼ確認できたのですが、前からですね、保護者の方々から、当町においてもコロナ前と現在では不登校の人数が増えているという情報が入ってきておりまして、今回の質問に至ったわけなんですけども、不登校の理由はコロナの影響だけじゃなくてですね、個人個人それぞれだと思いますけども、やはり76人ですか。76人、中学生がそのうち61人と、やはり多いですね。それで、ちょうどタイミングもよくですね、下野新聞のほうにも宇都宮市のほうで不登校の児童生徒を対象にしたデジタル教室を開設するって載ったもんですから、当町でもどうなんだろうと思っておりました。

しかし、昨日の答弁を聞いておりまして、なかなか難しいのかなと感じました。また、長年教育の現場におられた教育長の方ですね、「寄り添って、諦めないで指導していくしかない」というような内容の答弁を聞いて、やはり不登校の児童生徒に教室に戻ってもらうということはとても大変なことなんだなと改めて感じました。4月以降、宇都宮市のほうへ視察なり調査なり、いろいろ勉強していくということですので、難しいテーマですけども、どうか1人でも多く笑顔で教室に戻ってこられるように、引き続きの御尽力のほど、お願いいたします。

では、次の質問に移ります。法定外公共物とはですね、道路や水路などの公共物のうち道路法や河川法などが適用されないもののことを言いますが、以前は所有が国、管理が都道府県となっておりましたが、平成17年度に市町村に譲与され、現在は所有、管理とも市町村となっております。ただ、その管理の仕方が曖昧というか、不明なことが多々ありますので、お聞きします。

法定外公共物（里道・水路等）の管理の現状と今後の方針はどのように考えているのか、答弁をお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

法定外公共物は平成14年から平成16年にかけて認定外道路、水路等が国から譲与されたものであり、財産上は町所有となっております。町の道路整備、河川整備等につきましては、限られた予算の中、緊急性及び公共性などを勘案して整備、管理を行っている状況でありますので、認定外道路、水路等の管理につきましては実際に利用している方々をお願いしているところではございますが、個々の事案に即して対応してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきますけれども、町内に存在する法定外公共物というのは把握はできていますか。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神山雅行君】 ただ今の質問にお答えいたします。

法定外公共物の数という点では、箇所につきましては当然、国から譲与を受けた際にリストと申しますか、整理はございますので、そういった点では把握はできておりますけれども、それ以外、例えば道路の延長ですとか、そういった数値的な整理まではなされていないのが現状でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 分かりました。なかなか全てを把握するのはやっぱり難しいでしょうね。町長の答弁のほうから、管理は利用してる方々をお願いしているということでしたし、現状もやっぱり聞くところによるとそうなのかなと思います。

ただ、やはり、今の時代ですね、個人や自治会のみで管理対応していくのは難しいと思うんですね。今までにですね、法定外公共物の管理をお願いするに当たってですね、何か困り事で住民個人や地域や自治会などから相談を受けた例はあるんでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神山雅行君】 ただ今の質問にお答えいたします。

地元からの相談という点でございますけれども、まず、地元から自治会を通じてですね、箇所の整備等の要望という形で、まずはお話をいただくことが多いかと思っております。その後、その要望内容を審査いたしまして、町のほうで対応できる、できないという判断がございますので、そういったところでは地元の御意見、相談を受けている状況でございます。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 町内のある場所なんですけれども、こういう場所があるんですね。法定外道路が南北に走ってて、その左側に民家が何軒か並んでる。法定外道路の右側は畑になってて、その畑の右側に水路がある。その水路の更に右側にまた民家が並んでいるという場所があるんですけども、この法定外道路のほうにですね、その民家から竹が伸びてきちゃってると。そういった場合ですね、やはり、本

来であればその所有者の方が対処すればいいんでしょうけども、高齢で独り暮らしで対応できないとなってきた場合、そこら辺、やはり、「利用している人が管理してください」ということなんですけども、現状、難しい場合もあると思うんですね。そういった場合はどうすればいいんでしょうかね、逆に。お聞きします。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神山雅行君】 ただ今の質問にお答えいたします。

議員がおっしゃったような状況の場合、多くは、やはり議員がおっしゃったようにですね、竹等が生えている元の民地の所有者の方をお願いをしているのが現状でございます。大概の場合はですね、お願いをしたことによりまして伐採、除草等の御対応を地元の方にさせていただいている現状でございます。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 なかなかやはり個人や地域じゃ対応できないってなってきたりしてですね、そこ、例えば数年前はですね、通れたんですね。やっぱり地元の人も使ったりしてられたようなんです。ただ、その竹が出てきちゃって。竹ですから、どんどんやっぱり今後伸びてくると思うんですね。そうすると畑に行って、更に水路があるんです、そこに。2019年の台風のときにですね、そこ、やはり田川沿いで甚大な被害が出たところなんですよ。竹がこうやって畑まで来て、水路まで行っちゃうとそのとき以上に、同じようなレベルの台風や水害が来た場合に更にそのときよりひどい被害が出るんじゃないかというのを皆さん心配してるんです。

ですから、どうでしょうね。個人や地域で管理するというのが前提なのかもしれませんが、私、ちょっと調べたら、他の自治体とかで法定外公共物の工事や障害物の撤去などの保全活動に対してですね、補助金を出しているところもあるんですけども、町で、例えばそういった補助金を出してもらうような考えはありますか。そういう制度を創設するという。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神山雅行君】 ただ今の質問にお答えいたします。

ただ今議員から、他の自治体での例の御発言がありました、上三川町におきましても類似の取組みは実際ございます。名称を読み上げますと「上三川町協働の道づくり事業建設資材支給要綱」ということで定めてございます。こちらについては、これまでの議会の場でも何度かですね、生活道路の整備等の質問等があった、その際にも答弁の中で触れているものでございますけれども、これは町民と行政が一体となりまして、地元自らがですね、例えば道路の整備、舗装するということに、町からはその際に必要な建設資材の支給等を行うよう取り決めたものでございますので、議員が先ほどおっしゃった事案がここに該当するかどうかは、また詳細を確認させていただくことになるかと思っておりますけれども、取組みの一つとして、こういった町の取組みがございましたことをここで紹介させていただきます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 要綱があるということなんですけども、それ、要綱、なかなか町民の方もそういうの分かんないですし、私もこの話いろいろ調べるまでちょっと分かんなかったんですけども、要綱とい

うと何となく行政内部の指針や処理基準的なもののような感じもしますし、そこはもう大々的に補助金制度として、要綱じゃなくて補助金制度として創設したらどうかと思うんですけども、せっかくそういうのがあるのであれば。いかがでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神山雅行君】 ただ今の質問にお答えいたします。

過去の質問と答弁におきましても、こういった町の取組みが周知不足なのではないかというような御指摘を頂戴したことがございます。確かにこれまでこの仕組みをですね、より上手に広く周知できていなかった可能性は否定しないんですけども、そういった御意見を受けまして、今、地元自治会からの要望書、そこに町としてすぐに沿えないような結果が出た場合にはその当該自治会向けにですね、先ほど申しましたような取組み、町としてはこういう制度がありますということを紹介させていただいております。また今後は、例えば自治会長会議ですとか広報等への記載を引き続き行いまして、より広く周知していけるよう検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 ぜひちょっと検討してみてください。ホームページのほうで上三川町はどんな補助金が出てるんだろうと見たときにですね、載ってますよね、補助金一覧。そこに載ってればやっぱり町民の方、分かると思うんですね。要綱、これ、多分ホームページなんかにも載ってないんですよね、多分ね。ですから、せっかくそういった要綱の制度があるのであれば、そこら辺、そういった補助金制度に変えるということもちょっと検討してみてください。

とにかく自治会の加入率も、もうこの前、担当課のほうに聞いたら60%台になっているということで、やはり地域力というのがだんだん下がってきて、連携も取れなくなってきたと思うんですね。そういった中で、そういった地域とか個人で管理しろというものなかなか難しくなってくるのかなと思うし、また、そういったところをですね、そういった、もう地域とか個人が見れないからと放置しとくと、さっき言ったように災害とか、また防犯とか、いろいろな観点から見てもやはり問題が出てくることもあると思うんで、ぜひですね、そこら辺、検討してみてください。どうぞよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長【高橋正昭君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時47分 休憩

午後2時00分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】 5番・小川公威君の質問が終わりましたので、順序に従い、9番・勝山修輔君の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 順序に従いまして、最後なんですけど、私の質問に入らせていただきます。

初めに、議長と町長にお願いがあります。町長は町民の負託を受けて、今ここにいらっしゃるんだと思います。私も議員として町民の負託を受けて、ここで質問しております。私が質問書を提出してあるものには町長ということで答弁者を書いてあります。答弁は職員に調べさせ、回答を書かせるのは町長の権限です。答えることは町長自身で答えてくださるようお願い申し上げて、質問に入らせていただきます。

私はいきいきプラザを造ったときから疑問に持っていることが4個ほどあります。その4個について一つずつお聞きしますので、関連があることは町長の独断で一緒に答弁なさって結構です。また、それに対して再質はその都度いたします。

一つ目に、いきいきプラザを建設した趣旨について、お伺いしたいと思います。

一つ目に、**前町長は「だれもが元気になる健康福祉のまちづくりに向け、町民一人一人が健康寿命を伸ばし、生涯にわたって健康で元気に暮らせるようにと、本町の健康・長寿のまちづくりの拠点として建設した」と言っております。

また、二つ目には「お子様からご高齢の方まで障がい有無に関わらず、だれもが気軽に安心して利用いただけるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、様々な工夫を凝らした施設づくりをしております」と申しておりました。この辺はどうしているのか、町長の答弁をお聞かせもらうのですが、町長は今、初めて立候補されるときに、猪瀬町長を継承するんだということで当選したように私は聞いております。

3番目に、最後に「上三川いきいきプラザが高齢者のみならず、あらゆる世代の健康維持増進を担う拠点」として、どのようになってるか、町長の答弁をお聞かせ願えますか。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目と3点目につきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

いきいきプラザは平成20年6月に開館いたしましたので、それから間もなく15年が経過いたしますが、全ての町民の福祉の向上と健康の維持増進を図るとともに、町民相互の交流の場を提供するという施設の基本理念は開館当時から現在に至るまで変わってはおおりませんし、また、その機能を十分果たしているものと考えております。

次に、2点目についてお答えいたします。

いきいきプラザは多機能を有する複合施設ですので、あらゆる方が利用しやすい環境づくりに配慮しております。可能な限り室内の段差をなくし、障がいをお持ちの方も使いやすいトイレを設置するなど、施設・設備面を整備するだけでなく、受付の総合案内職員が来館者の円滑な施設利用に必要な支援をしており、個々に応じたきめ細やかなサポート体制が確保できていると認識しております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今の答弁で町長の答弁がよく分かりましたが、再質でちょっと聞かせていただ

いてよろしいでしょうか。前**町長が継承していくという約束は、現町長は今でも前町長を継承しているとお思いですか、お思いじゃないですか、お聞かせください。建設した趣旨ですね。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほども答弁をさせていただきましたとおり、建設をしたときの趣旨に関してはいまだ変わってるものではございません。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それでは、町長、変わっていないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 はい。重ねて申し上げますが、建設に対する趣旨という面では変わってございません。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それでは二つ目の質問に入りますが、いきいきプラザの営業日について、ちょっとお聞きします。初回の営業日、開館日は今どういうふうになってるかご存じですよ。

二つ目に、現在の開館日と休館日の違いがあると思うんですが、お教え願えますか。

三つ目に、毎月、月末に休館日をするようになりました。その理由があると思うんですが、その辺をもう一度教えていただけますか。営業日についてです。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

いきいきプラザは機能ごとに休館日が決められておりますが、プール・マシINSTAジオ・浴室などの主立った機能について申し上げますと、開館した当時は毎週月曜日と年末年始に加えて、メンテナンス休暇として2月の8日間を休館日としておりました。開館初年度である平成20年度の開館日数は、6月に開館してからの10カ月間で255日間でした。

次に、2点目についてお答えいたします。

現在のいきいきプラザの休館日は、1月を除いた毎月29日以降の月末、年末年始、2月末の1週間のメンテナンス休館であり、令和4年度の予定開館日数は329日間です。

次に、3点目についてお答えします。

いきいきプラザは多くの機械設備や電気設備を備えておりますが、開館から年月が経過するに従ってメンテナンスに要する頻度が高くなっております。そのため、施設管理を滞りなく適切に行うために、定期的に一定の日数をかけて保守点検及び修繕をする必要があると判断し、第3期指定管理期間が始まった平成30年度から毎月月末に休館日を設けております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今、町長が休館日の日にちはおおむね言っていたんですが、いきいきプラザの休館日の変更について、四つほどお尋ねします。

営業日の変更はどのように決まったのか、教えていただけますか。

二つ目は、開館当初は年中無休でした。これ、無休だと聞いておりました。そのようになった記憶がありますが、今はどうして休館日がこのようになったのですか。お聞かせください。

ここでも言うことになろうかと思いますが、初めに聞いたことと今とは随分違ってますが、なぜこういうふうになる行政は変わるのかをお教え願えますか。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君に申し上げます。今の質問内容で、その中でその根拠となるものは何ですか。

○9番【勝山修輔君】 今、最初に聞いた、変更した理由は何ですかと聞いてるんです。今、最初と違う日に変更してるんですから、それを聞いてんですが。

○議長【高橋正昭君】 3番目の質問でいいんですか。

○9番【勝山修輔君】 2番目の質問は、今、いきいきプラザの2番目の質問してませんか。してましたでしょう？

(「いや、3番目の質問出してます」の声あり)

○9番【勝山修輔君】 ごめんなさい、私が間違えました。いきいきプラザ営業日で現在の開館日と違いはどう説明するのか、町長にお聞きしたいと思います。

二つ目に、どうして今は違っている理由があると思うんです。その理由をお聞きしたいと思ってます。どうして月末に、今までは週に1度だった月曜日が休館日だということが3日続けて休むという理由になった理由があると思うんですね。いつも月末の3日ないし4日を休みというふうにしたんですね。以前はそういう休みではなかったはずです。そうすると連休をして休ませるということがどうして決まったのかということなんですね、私が思ってることは。どうして休館日が今のようになった理由があると思うんです。その理由の説明をしてください。

五つ目に……。

○議長【高橋正昭君】 勝山君。今、質問してるのは……。

○9番【勝山修輔君】 2番目でいいんですよ。

○議長【高橋正昭君】 2番目でいいんですか。

○9番【勝山修輔君】 そうですよ。今三つ聞いたんですから、その三つに答えてもらえれば。一つずつ言いましょうか。再質問してるんですよ、これ。

○議長【高橋正昭君】 続けてください。

○9番【勝山修輔君】 いいですか。

○議長【高橋正昭君】 はい。健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

月末に休館をまとめた理由としましては、経年劣化のほうが進んでまいりまして、メンテナンスに数日間かかるメンテナンスが出てきたため、月末に2日ないし3日の休みで、まとめて修繕を行うという理由になっております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私も利用者の1人なんですが、連休日に、もう私、毎日ここへ散歩に行きます

ので、掃除の人はやっています。メンテナンスをやっているようなところはお見かけしたことがないんですね、毎月3日間休みに。それで今度は年度末に20日ですか、全館休館してメンテナンスするんですね。しかし、「古くなった」と言えばそれまでなんですが、いろんなところは故障します。この故障した間は利用はしておりますが、ドアが開いたまま、寒くていられないような状態。そうすると、何のために月に3日間休んで、そういうところがないようにメンテナンスするのがメンテナンスじゃないかと思うんですが、休んでる間はただの休みです。そうすると普通の方が1週間に土日休むのと同じような感覚で休んでんじゃないかというふうに思えてならないんですね。私、毎朝ここへ来るんですが、私の知っている同僚議員もその後、毎日来るようすが。どこが違われたか明確にちょっと答えていただけますか。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 機械のメンテナンスというのがですね、機械はほとんど一般の利用者に目につかないところ、要するに地下とかそういったところにございますので、勝山議員が外を歩いているだけでは多分お気づきにならないかと思いますが、機械設備をメンテナンスをしておりますので、そういったところでメンテナンス休暇を利用しております。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、ちょっと私、聞きたいことがありますね、正月の休みは町民が皆、正月休みで町内に帰ります。そうすると、いきいきプラザも公務員並みに28日に休みになって、3日に休みなんですね。それがメンテナンスや何かに必要なんだということだというふうに私は聞いてたんですが、お正月にやってる業者は誰もいないはずですよ。そうすると、うちは高い税金で指定管理料を払っているのに、払ってもらってるほうは公務員なんですか。ちょっとそのところをお聞かせください。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 指定管理者のほうにお願いしてるわけですから、公務員ではなくて指定管理者の職員ということになると思います。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうするとですね、指定管理者が必要だと言えばですね、町所有の建物です、あれは。中を指定管理してもらってるんです。相手が言うとおりに休みをあげなきゃいけないという契約書でもあるんでしょうか。お聞かせください。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 休館日などは指定管理業者を決める前にこちらのほうから休暇、先ほどの答弁でも申し上げましたように、日数等を示しておりますので、その中でメンテナンス休暇を取っていただいているということになっております。独断で指定管理者が休館日をつけているというわけではございません。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると向こうからの申出を町で了承したということによろしいんでしょうか。

(「言ってることが違うでしょう」の声あり)

○9番【勝山修輔君】 だから、「休みをください」と言えばね、休みをやつとるということなんですよって聞いてるんです。じゃ、もっと分かりやすく言いますか。指定管理者がこうしてほしいということ言えば町は聞かざるを得ないんですかという質問ならいいですか。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 指定管理者と協議の上、いきいきプラザの運営に一番最適と思われるものを町と指定管理者とで協議をして決めております。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると今、町長の言ったこととちょっと違うことを話してますが、町の所有物ですよ、いきいきプラザの土地も建物もね。そこを一定の業者に無償で貸したり、無償で提供したりすることは町長の権限でありますか。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 全て条例等に基づいた上で賃貸などは決められております。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それを聞きたくて私、この質問したんですが、実は社会福祉協議会が車両をどうしても1両多くしたために、「ここへ置かしてください」ということは要望あったと思うんですよ。それで白い線で1台分余分につくりました。それで、私はずっとそれは社会福祉協議会の車だと思っておりました。あるとき、「社会福祉協議会はまた車買ったの？」と聞いていたら、「いや、駐車場返したんです」と。「返したんです」。「じゃ、あのとまってる車、社会福祉会の車じゃないの？」と言ったら「違います」。「誰なの？」「知りません」。それで聞いたら、水泳振興会が……。

○議長【高橋正昭君】 勝山君に申し上げます。発言が通告内容と異なっています。通告書の範囲で進ませてください。

○9番【勝山修輔君】 だから、今ここで土地は町のものでしょうかというのを、個人的に貸していいのか、無償で渡していいのかって聞いてんですよ。何が違ってますか。私が言いたいことは勝手に車を置いて、ずっと置けるのかということなんですよ。

○議長【高橋正昭君】 通告質問書のとおり進めてください。

○9番【勝山修輔君】 町の所有物を稟議もなしに貸せるのかということを書いてんです。それを聞いてんです。

○議長【高橋正昭君】 質問を変えてください。

○9番【勝山修輔君】 じゃ、町の土地を誰かに貸すときには……。

○議長【高橋正昭君】 質問を変えてください。

○9番【勝山修輔君】 どうやって言えばいいんだよ。私には分かんないんですよ。車が黙って置いてあることはどうなのかって聞いてんです。

○議長【高橋正昭君】 通告書のとおり質問してください。

○9番【勝山修輔君】 分かりました。指定管理者が必要と言えば町所有の土地も無償で使用させるのかをお答えくださいますか。これらはちゃんと通告書どおり書いてますよ。

○議長【高橋正昭君】 なってないです。

○9番【勝山修輔君】 それじゃですね、じゃ、変えましょうかね。町が先日、補正で電気油その他で……。

○議長【高橋正昭君】 何番、今、質問してるんですか。

○9番【勝山修輔君】 10番目ですよ。2の10番目。私のところでは2番目のいきいきプラザの営業日の中に上三川町で補正をして油や何かの補助をしたんですが……。

○議長【高橋正昭君】 通告質問書に書いてありません。貴重な時間ですから。

○9番【勝山修輔君】 今、2番目ですね。それでは2番は終わりにしまして、3番目に行きます。

いきいきプラザの営業日の変更についてお尋ねいたします。営業日の変更はどのようにして決まったか、お聞かせください。

二つ目。開館当初は年中無休と聞いておりましたが、このような記憶がありますが、どうして今の休館日になったかお聞かせください。ここでも言うことになるかと思いますが、初めにお聞きした現実を違っている理由はお聞かせくださいと。

4番目に、そうすると、**前町長の考えたとおりに行われなかったということが星野町政にとって継承していくということなののでしょうか。お答えください。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

休館日の考え方につきましては、第3期指定管理期間である平成30年度からの5年間の指定管理者を公募する際に、「1年度における休館日の日数は最低でも35日以上設けること」と公募要項に規定し、休館日数の下限を設定いたしました。第3期指定管理期間は開館から10年が経過したタイミングでありましたので、施設設備を安全に維持管理し、安定した業務運営を確保するために定期的にメンテナンスをする時間が必要になった時期でございました。応募要項の内容につきましては、上三川いきいきプラザ運営委員会及び上三川町公の施設指定管理者選定委員会に諮った上で決定したものでございます。

次に、2点目についてお答えいたします。

いきいきプラザは、開館当初から休館日が設けられておりましたので、年中無休で開館していたことはございません。休館日につきましては、上三川いきいきプラザの設置及び管理に関する条例の規定に基づき、町が公募要項の中で一定の方針を示し、その上で指定管理者の提案も踏まえつつ、利用される方の利便性の確保と施設の適切な維持管理を考慮して設定することとしております。

次に、3点目と4点目は関連がございますので、一括してお答えいたします。

いきいきプラザ建設の基本理念につきましては、開館当時から現在に至るまで変わっておりません。また、休館日の変更は施設を健全に運営するために必要な対応でありますので、基本理念に反するものではないと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 挙手願います。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、今、答弁にありましたとおり、言ってることに間違いがないし、

私の質問はそのとおりであるということによろしいですか。

○議長【高橋正昭君】 どなたに質問してんですか。

○9番【勝山修輔君】 私がですね、今、聞きたいというのは、決まった日にちに決まったようになるのは最初からいきいきプラザ何とか委員会というのが決めたとおりに実行しているので、条例に基づいてやっているということによろしいですか。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 ちょっと勝山議員の質問の意味が分からないので、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君に申し上げます。質問の内容をはっきりとお願いします。

○9番【勝山修輔君】 私の質問が支離滅裂になりまして申し訳ありません、書いてあるものと読むところが間違えておりますので。

それでは、最後に四つ目の質問についてお伺いしますが、よろしいでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 3は終わりにするんですね？

○9番【勝山修輔君】 はい、終わりです。後ろのほうでがちゃがちゃ言ったので、どこ行ったか分かんなくなったんで4番にさせていただきます。

指定管理者制度の見直しについてということでお伺いしますが、指定管理の導入見直しを考えたことがあるかないかについてお尋ねします。

二つ目、今の指定管理者と行政との関係について、町長にお聞かせ願います。

他の市町では指定管理の見直しを考えているが、上三川町は考えたことがあるかないかを町長にお聞きします。

なぜ上三川町は指定管理者に対し、補正予算で補てんしたか、その理由をもう一度お聞かせください。

五つ目に、上三川町は補てん額、令和2年で947万8,484円を補てんしました。また、令和3年では718万6,143円を補てんしました。すると、この補てんは両方合計すると1,666万4,627円もの高額であります。この期間をどういうふうに計算して支払ったかをお教え願います。

また6番目に、国からも雇用調整助成金として令和2年で824万6,785円頂いております。令和3年では364万8,207円もらってます。この合計すると1,189万4,992円です。2年間のコロナ対策で国や町からもらった合計が2年間で2,855万9,619円になります。

両方の合計は、7番目です、どのように配分されて誰に支給されたかの内容を説明していただけますか。

この金額の使用目的及び、どなたに払われたのかお教え願います。

9番目に、行政として支払わなくてはならない理由をお示しいただきたい。

私の手元に収支決算報告書のコピーがありますが、このどの部分に補てんされたのか、町長、お聞かせください。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目から3点目につきましては関連がございますので、一

括してお答えいたします。

指定管理者制度は民間事業者等に公の施設の運営管理を任せることで、行政では提供が困難なサービスの提供や民間事業者等が独自で培ってきたノウハウによるコストの削減が図れることが大きなメリットと考えております。いきいきプラザにつきましては民間事業者等が有するノウハウを有効に活用することが可能な施設であり、町が直営で運営するよりも指定管理者制度を導入したほうが専門的で質の高いサービスを提供できるものと考えておりますので、見直しについては想定しておりません。

また、町と指定管理者の関係性につきましては、町が指定管理者を公募し、これに対して応募のあった者の中から審査会及び選定委員会での審議を経て候補者として決定された者について、最終的に議会で承認を受け、指定管理者として指定しております。

なお、指定管理業務が適正に行われているかチェックするため、毎年度モニタリングを実施し、改善を要する点については指導・助言を行っております。

他の自治体において指定管理者制度の見直しをしているところもあることは承知しておりますが、いきいきプラザにつきましては指定管理者制度による管理運営が適切と考えておりますので、見直す考えはございません。

次に、4点目と5点目につきましても関連がございますので、一括してお答えいたします。

町と指定管理者の間で運営に関するリスクの分担をしており、事前に想定が困難な不可抗力リスクについては町が主たる負担を負う旨、取り決めております。御質問の損失補てんにつきましては、今般、新型コロナウイルス感染症がまん延し、緊急事態宣言が発出されたことなどにより、町の感染症対策本部からいきいきプラザを含む公の施設に対し、休館を要請した期間がありましたことから、これにより指定管理者が被った損失に対する補てんをしたものでございます。なお、今年度については、町がいきいきプラザについて休館を要請したことはございませんので、補てんを行う考えはございません。

次に、6点目から8点目につきましても関連がございますので、一括してお答えいたします。

雇用調整助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより事業活動の縮小を余儀なくされた場合に従業員の雇用維持を図るための休業手当などを国において一部助成するものと承知しております。いきいきプラザでは休館中に臨時職員へ休業手当を支給しておりましたので、雇用調整助成金が国から支給され、本社を経由して指定管理者の収入として計上されたものと思われませんが、町が負担した部分はありません。

次に、9点目についてお答えいたします。

繰り返しになりますが、町が行った損失補てん及び国の制度である雇用調整助成金の趣旨・目的はただ今お答えしたとおりであり、これらは趣旨・目的・対象を全て異にするものでございます。なお、雇用調整助成金は国においてその金額を負担するものであり、町としての財源負担はないことを付け加えさせていただきます。

次に、10点目についてお答えいたします。

町が行った損失補てんにつきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、町が休館を要請したことに伴い、指定管理者が被った損失を補てんするものであり、収支の特定の部分に着目してのものではございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、指定管理の見直しはしないということなのですが、桑名市というところでは平成18年から指定管理者制度を順次導入し、市民のサービス向上や管理運営費の縮減において一定の成果を上げてきました。しかし、市民ニーズの変化に対応し、施設運営を進めるために施設管理運営の定期的な見直しを検証のほか、公共施設のものの抜本的な見直しが必要なために、平成31年4月から直営で運営することになりました。また、他の施設では新型コロナウイルス拡大で公設の文化会館や体育館が休館する中、その業務を指定管理者として受託する企業で労働者へ休業補償が行われていないことが分かったと労組の指摘で是正されてる報告が、こうしたケースは氷山の一角だということはあるということをおっしゃっています。

指定管理者制度の管理運営を指定管理者に指定した民間企業に委託する制限は小泉改革の機に全国に広がりました。鎌倉市などは神奈川県鎌倉市の体育館で働くパート従業員から、2月28日以降のコロナの休業補償がされず、会社年休を取得されたというようなことが神奈川県労組に寄せられたとあります。指定管理者が全国でスポーツクラブを運営する、これはコナミスポーツがやったことだそうです。

そうすると、私が今聞いている内容は、指定管理者が町から頂いたお金、県からもらったお金が果たしてそのように使われている……。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君に申し上げます。質問の内容がよく分かりませんので。

○9番【勝山修輔君】 上三川町の補てんしたお金がですね、本当にそういうことで、趣旨でやったことのおおりにということの裏づけはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 申し上げます。ただ今の発言は質問内容が不明瞭で、再度分かりやすく質問の要旨を発言願います。

○9番【勝山修輔君】 私は反対をしたんですが、指定管理者にお金は支払いました。その支払った理由は町で把握してるんだと思います。そのとおりにになりましたかというふうにお尋ねしてるんです。

「何々をするからお金を、足りないからください」って言って町は補てんしたんでしょう。そのとおりになったかって聞いてるんです。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 町としてはこちらから休業を要請し、要請したために当然指定管理者のほうに損失が出ますので、その損失に対して精査して必要な部分を補てんしたということでございます。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると私は、町が出した指定管理の補てんの内容があるんですが、このどれに対してそんだけの金額が出たというところがないんですね。2年分のもので、どこにどういうふうにお金が足りないかということは載ってないんですが、修繕費に与えたのか、人件費に与えたのか、雑収入が足らなかったのか、町への返還金が少なかったから出したのか。これでは誰が見てもそのお金が何の充当して出たんだということがないんで、私は議会でも反対しました。賛成した人は後ろにたくさんいます。でも、これでどこに値したからこんだけの金額がなくなったというものは赤で書いてないんです。私がおかしいと思って調べたのと変わらないんですね。そうすると何で、コロナで休館したから損をし

たんだから補てんしたという理由がどこにありますかって聞きたいんです。どうですか。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 休館をこちらで要請して、当然収入が入ってきませんので損失が出ました。その損失の額については指定管理者のほうから町のほうに報告があり、町のほうで精査して、その損失に応じて補てんしたということでございます。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そしたら、町がもらうものにもこれとこれとこれを足したら赤字だということがあればどこで補てんする額がですね、947万円もの交付金ですよ、売上げは相当あるんです、これ見ると。赤字になったというところはどこにもないんですが、どうしてそれが947万円だという立証はどこでするんでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 令和2年度と令和3年度の2カ年の指定管理費の補てんの計算の仕方について御説明いたします。

それぞれ、コロナ禍の影響がなかった平成30年度と令和元年度の支出の平均、また令和2年度の支出と比較しまして支出のほうが少ないもの、修繕費や光熱水費という精算する対象費ではないものなんですが、それ以外に関して令和2年度の分と、あとコロナ禍の影響のなかった平成30年度、令和元年度の平均を比較しまして、支出が少ないもののほうを基準の額といたしました。その額から、その年度の収入から支出を引いて不足した部分、その部分について、令和2年度においても令和3年度においても町のほうから補てんさせていただきました。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃ、今の課長のいう答弁が町長の答弁と同じだということならば、何年の分、何年の分があつて、これだけの差額が出たからこれだけ補てんしなきゃならないんだということがあつて初めて収支が分かるんじゃないですか。私が売上げを計算してるとどこにも見当たりません。そうすると、そんだけの支払う理由がなくて、向こうからの要請があつたからというのは便宜をして払ってんじゃないかというしか私は思えないんです。それには後ろのほうにいる人も関係するかどうか知りませんよ。でも、そういうふうにはしか見えないのに何で町はこんだけのお金をいきいきプラザに払うのかと。売上げは何ら、私が見てる限りでは損傷ないんですよ。休んでる間は人件費は浮いてるはずですよ。それを払ったというなら、その人件費が何人分だというのは載ってなきゃおかしいんじゃないかということをお願いしたいんですが、町長はどう思います。

○議長【高橋正昭君】 勝山議員に申し上げます。そのかざしてる資料はどういう資料なんですか。

○9番【勝山修輔君】 これは町からもらった分ですよ。情報公開でもらったものです。令和3年度と令和2年度です。

(「それはどっちも触った金額ですよ」の声あり)

○9番【勝山修輔君】 だから議会ではやったけど、俺は反対してたよというんです。

(「比べてるのが違うんですよ、向こうは。平成30年度とその前で比べたって言ったでしょう」の声あり)

あり)

○9番【勝山修輔君】 誰が。

(「令和2年度と令和3年度比べたって意味がないでしょうよ、コロナ禍だから」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 コロナでね、営業が落ちた、休ませたから補助金を出したということだったんですが、この売上げや何かを毎年度来るものと比較して何ら損傷がないのにどこで赤字が出たから補てんしたんだかって見当たらないって言ってるんです。今の課長の答弁じゃ何年と何年と比較してって言うてるから、じゃ、比較するなら比較したものがここに載らなきゃおかしいでしょって言うてるわけ。これだけ見たんじゃ誰も損失してないのにこんだけの金を払ってるということになるんですよ。だから私の言ってることを後ろの人は立派なこと言ってたってそんなことを解釈してない、税金だから。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 では、先ほどの回答をもう一度説明させていただきます。

まず、コロナ禍の影響がない平成30年度と令和元年度の支出の平均額と、またコロナの影響がありました令和2年度の支出額を比較しまして、支出の総額が少ないほうを基準額といたしました。そこには精算する修繕費とか光熱水費は除かれております。支出の額が少ないほうが、コロナ禍の影響のなかった平成30年度と令和元年度の支出の平均のほうが支出額が少なかったなのでその額を採用金額といたしました。令和2年度の収入の額からその平均額の支出額を引きまして、その差額を補てんいたしました。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃね、そういうふうに言って、そうするのですしたら、そうするだけのものをつけてね、出してあげたらいいじゃないですか。それじゃ便宜を図ってるものだししか思えないんですよ。ドアが壊れても修理はしない。毎日行ってる人ですから、寒い思いして風呂へ入っている。料金は同じ。それで今はこれだけの補てんをされていながら、町も補てんをするということ……。

○議長【高橋正昭君】 質問を変えてください。

○9番【勝山修輔君】 何で？ 同じことやってるじゃないか。今、最後の締めくくりだから関係ないでしょう。

だから、私が言いたかったことはね、そういうふうな便宜を図ってまでいきいきプラザを私物化するように思われてならないということと言いたかったって私の質問を終わります。

○議長【高橋正昭君】 9番・勝山修輔君の質問が終わりました。

○議長【高橋正昭君】 一般質問につきましては、これをもって終わります。

本日はこれで散会といたします。

なお、明日4日から6日までは休会とし、7日は午前9時から常任委員会審査を行います。大変お疲れさまでした。

午後2時52分 散会